

平成26年第3回定例会

長柄町議会会議録

平成26年 9月30日 開会

平成26年 9月30日 閉会

長柄町議会

平成26年長柄町議会第3回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月30日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○町長の所信表明	6
○一般質問	10
山 根 義 弘 君	11
本 吉 敏 子 君	28
吉 原 成 君	39
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
○議案第7号～議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第11号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	64

○閉議及び閉会の宣告	77
○署名議員	79

平成26年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月1日

長柄町長 成 嶋 尚 武

1 期 日 平成26年9月30日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	本 吉 敏 子 君	2 番	池 座 輝 美 君
3 番	山 崎 悦 功 君	4 番	星 野 一 成 君
5 番	山 根 義 弘 君	6 番	月 岡 清 孝 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	吉 原 成 君
10 番	神 崎 好 功 君	11 番	篠 原 貞 夫 君
12 番	関 民之輔 君		

不応招議員（なし）

平成26年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年9月30日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 町長の所信表明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度長柄町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 7 議案第 1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 長柄町立こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 長柄町農民研修館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第 7号 平成26年度長柄町一般会計補正予算(第3号)
議案第 8号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第 9号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第10号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第11号 平成25年度決算認定について
報告第 1号 平成25年度長柄町健全化判断比率について

報告第 2号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について

報告第 3号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について

出席議員（11名）

1番	本吉敏子君	2番	池座輝美君
3番	山崎悦功君	4番	星野一成君
5番	山根義弘君	6番	月岡清孝君
7番	古坂勇人君	8番	吉原成君
10番	神崎好功君	11番	篠原貞夫君
12番	関民之輔君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	蒔田功君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	内藤文雄君	財政管財班長	石井正信君
税務班長	若菜聖史君	保険住民班長	川島修君
健康福祉班長	三上清志君	産業振興班長	森田孝一君
地域整備班長	白井浩君	教育長兼教育課長	佐川和弘君
学校教育班長兼給食センター長	片岡正直君	生涯学習班長兼公民館長	前川雅英君
農業委員会事務局長	森田孝一君	監査委員	風戸不二夫君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林敬二	議会書記	石塚晴佳
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（関 民之輔君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりをいただき、ご苦勞さまでございます。

傍聴の皆様方にはご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成26年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関 民之輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

2番 池 座 輝 美 君

3番 山 崎 悦 功 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（関 民之輔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月30日から10月1日までの2日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から10月1日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（関 民之輔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

まず初めに、議員の異動について報告申し上げます。

9番大岩芳治君が8月19日に失職しており、1名欠員となっておりますので、ご報告いたします。

次に、本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が1件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から、平成25年度教育委員会の主な事務管理及び執行状況の点検・評価について、報告がありました。

また、監査委員から、例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の所信表明

○議長（関 民之輔君） 日程第4、町長の所信表明。

ただいま町長より発言の許可を求められましたので、これを許します。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） おはようございます。

傍聴の皆様方には、早朝からご苦労さまでございます。

町長就任に当たり、ご挨拶を申し上げます。

私は、このたび、町民各位、また議会のご支援をいただき、町政を担当することとなりました。ここに深く感謝を申し上げるとともに、心から御礼を申し上げる次第でございます。

もとより浅学非才の私ではありますが、誠心誠意、新しい町づくりに全力で取り組む所存でございます。

今後は、議員各位を初めとし、町民皆様のご支援、ご協力を賜りながら、町民一人一人が健康で安心して暮らしていける町づくり、ふるさとながらを創造し、豊かで活力ある町づくりに全力を傾注する決意でございます。どうか議員の皆様には格段のお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます次第でございます。

さて、私が申し上げるまでもなく、前成嶋町長さんは、町民の厚い信頼のもとに、12年間の長きにわたり、激動する社会経済情勢の変化の中においてこれに対応し、町政全般にわたり諸政策を着実に、また堅実に遂行されました。このご功績は、私を初め町民ひとしく敬意と感謝を申し上げますところでございます。

本日、私は、ここに9月定例会の開会に当たり、所信を述べさせていただきます。

まず、町政を推進するに当たり、皆様もご承知のとおり、平成32年度を目標年次とする長柄町第4次総合計画「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔が輝く、ヒューマンリゾートながら」の実現を基本理念とし、「元気で明るいながら」を創造していくために、町民皆様の求める要望、ご意見を十分認識し、最善の努力をする覚悟であります。

町づくりの進め方といたしましては、6つの柱についてその実現に向けて全力で当たります。

まず、保健、医療機関との連携による高齢者の生活支援であります。

本町の高齢化率は、既に30%を超え、いわゆる団塊の世代が75歳になる2025年には、40%台に達すると予測されております。この高齢化の進展は、医療費、介護給付費の増加にもつながり、町財政を圧迫するだけでなく、町民の皆様の生活の満足度の低下にもつながります。

そこで、いつまでも自宅で豊かな生活を送ることができる環境を構築するために、医療では、町内及び長生郡市内の医療関係機関との連携を進めると同時に、予防保健の充実強化を図ってまいります。

介護保険については、住みなれた土地でいつまでもその人らしく生活していただくため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった地域包括ケアシステムを構築してまいります。特に、元気な高齢者のお力をおかりしながら、介護予防や生活支援の充実を進めてまいりたいと思います。同時に、必要な介護施設の設置についても積極的に取り組んでまいります。

第2点目といたしまして、「若者の定住促進」であります。

人口減少の状況は、本町においても深刻な課題であり、働き手・担い手である若者、子育て世代をいかに本町に定住させるかが喫緊の課題でもあります。

子育て世代の支援策として、乳幼児のいるご家庭への援助、中学3年生までを対象としている子ども医療費助成事業について、高校3年生まで拡充してまいります。また、平成22年度に開園したこども園のさらなる円滑な運営に努めます。

3点目は、「確かな学力と生きる力を育む教育」であります。

国際化、情報化の進展に伴い、変化の激しい先行き不透明な社会で生き抜くためには、みずから一生学び続ける意欲と力が求められており、そのために基盤となる学力を学校教育において育てていくことが、つまり確かな学力と生きる力を身につけることが必要であります。

特に、現在のようにグローバル化した国際社会に対応していくには、日本人としての素養、外国語で論理的にコミュニケーションをとれる能力、異文化を理解する寛容な精神、新しい価値を生み出せる想像力が必要であります。平成16年度から見送りとなっていた中学生の海外派遣事業を改めて見直し、さらに充実した事業へと改善し、新たに実施します。

次に、学力の定着についてですが、児童・生徒の学力の定着を図る上で、その方向性を決定する根拠となるものは、実態把握と分析であります。全国学力・学習状況調査の結果をこれまで以上に有効活用することから始め、全教科にわたり教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、確かな学力の向上を図ります。

現在は、夏になると、毎年のように異常気象や熱中症の罹患者数が騒がれるなど、児童・生徒にとって学習に取り組む上で劣悪な学習環境となりつつあります。そこで、暑さに苦慮することなく授業を受けることができるように、教室への空調設備の設置を検討し、その実現に努めます。

また、近年は、子供との接し方や教育の仕方がわからない、しつけや子育てに自信がないなどの理由から、子供と真正面に向き合えず、さまざまな問題が生じております。子供は、家庭だけでなく、地域の宝でもあります。子供を持つ親の一人一人が安心して子育てができるように、学校と行政が連携し、保護者とのきめ細やかな教育相談を推進してまいります。

通学弱者対策については、本町は路線バス停留所までの距離が遠かったり、高低差が大きく、自転車や徒歩での通学に不便を感じていたりする児童・生徒がいるため、通学弱者対策を検討し、その改善を図ります。

公民館については、建築から40年を経過し、ここ数年、特に老朽化が激しくなっております。公民館は、文化祭を初め、成人式や各種教室の開催など、多くの皆様方に利用されてお

りますので、建てかえについて具体的に動き出していく所存であります。

さらに、教育環境の整備と人材育成、幼児教育と学童保育の充実についても努めてまいります。

第4点目は、「人と自然が創る豊かなまちづくり」です。

基幹産業である農業は、担い手不足または高齢化、耕作放棄地の拡大と悪循環をたどっていますが、営農組合を充実させ、新規就農者の育成やコスト低減など農地の有効利用を図り、農家所得向上を目指します。

町にある道の駅やダム直売所は、高齢者の生産意欲を高め、楽しみ発掘の一つです。この町の資源を利用した特産品の開発に力を入れてまいります。

また、農林商工祭りや長柄町一周駅伝大会等のイベントを充実させ、長柄から情報発信を図ってまいります。

第5点は、「地域住民の共助によるふるさと再生と活性化」です。

地球温暖化の影響による大型台風やゲリラ豪雨、また近い将来に発生すると言われている首都直下地震など有事の際に、障害者や高齢者などの災害弱者を守り、災害時に被害を最小限にするためには、地域の支え合いが何よりも重要であることから、地域の防災リーダーとなる自主防災組織の設置及び育成や災害時における情報伝達の構築など、共助の仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、防犯対策については、身近で重大事件も発生していることから、茂原法人会や町防犯組合などによる青色回転灯装着車で町の巡回パトロールの継続強化をしてまいります。

最後に、6点目として、「インフラの整備と活用」です。

現在進められている茂原・長柄スマートインターチェンジ事業につきましては、共同事業者である茂原市とはもちろんのこと、主要地方道千葉茂原線の道路管理者である千葉県とも連携を密にし、開通した圏央道というこの国の動脈といえる交通インフラの果実を長柄町に引き込む上で、特に枢要な事業と位置づけております。目標年次は、平成31年、東京オリンピック開催の前年を目指し、茂原市と力を合わせて進めてまいります。

4年に一度のスポーツの祭典に出場する世界中からのお客様が、本町の豊かな自然環境をベースとして活躍する、そんな光景を町民の皆様とともに迎えられるよう、事業の確実な進行に努めてまいります。

また、本町の東西南北に走る県道の整備促進にも取り組んでまいります。町事業ではなく、県当局にお願いする事業ではありますが、精いっぱい働きかけ、お願いをしてまいります。

特に、刑部バイパス事業の工事推進、加えて針ヶ谷三つまた交差点付近の交通危険箇所の事業化と着手については、早い時期に取り組み成果を出していきたいと考えております。

もう一点、地籍調査事業がございます。ソフト事業であり、何かをつくるといった目立つものではありませんが、隠れた重要なインフラの整備と認識しております。引き続き事業計画にのっとり、町全域完了を目指して、しっかりと推進してまいります。

最後になりますが、企業誘致に関しては、企業の立地については、税収や雇用の確保につながり、町の活性化にも大きな役割を果たしていますので、新規事業の立地、既に立地いただいている企業の増設に向けて、県や関係各機関と連携をさらに強化して、情報収集にも努めてまいります。

なお、本町には、誘致し迎える土地、いわゆる工業団地のようなものはありませんが、現段階で活用できていない町有地が幾つかございます。町の持っているインフラ・資源の活用といった視点で捉え、その土地を適地として求める企業を見きわめた上で、企業対策委員会など各諮問機関のご意見を伺いながら、前向きに進めていきたいと考えております。

以上、申し上げましたが、私たちの長柄町が豊かで活力ある町に、その実現に向けて取り組む所存でありますので、議会議員の皆様を初め、町民各位のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（関 民之輔君） ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（関 民之輔君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、趣旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のごことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一般質問における再質問は、2回で終わりますよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（関 民之輔君） 5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） 5番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

ことしの夏は、我が長柄町にあっては、いろいろな意味で大変暑い夏でございました。特に、清田新町長にとっては、心身ともに大変暑い、そして長い夏であったろうと思います。

清田町長は、立会演説において、施策の一端として、健康長寿社会における住民の安心安全を目指すお考えを述べておりました。厚生労働省が公表しました、2013年の日本人男性の平均寿命が、初めて80歳を超えて80.21歳となったとの報道があり、世界中ではスイスに次いで第4位となりました。女性は、86.61歳で、前年に引き続き長寿世界一、男女ともに過去最高を更新しました。

一方、平均寿命に対する健康寿命を見てみると、男性が、平均寿命80.21歳に対して健康寿命が70.42歳で、その差は9.79歳、女性は、86.61歳の平均寿命に対して健康寿命は73.62歳、その差は12.99歳です。言い換えれば、健康を保てない年月日が、男性は約10年、女性は約13年間も続くということと理解するならば、平均寿命と健康寿命の差はかなり大きいと言えるのではないかと思います。

当然、その間は、医療や介護保険事業運営費の補填が財政を圧迫することにもなるわけでございます。また、個人の費用負担、あるいは本人、家族の精神的な苦痛も伴うということでございます。

政府は、健康医療戦略において、健康寿命を2020年までに1歳以上延ばす目標を掲げていますが、住民に一番近い地方行政が頑張らなければならないということは言うまでもありません。健康で長生きするために、自己管理が基本ではございますが、生活習慣病を発症する人の多くは、自分だけは大丈夫と思っている人が多く、実は私もその一人となっております。

これは、私ごとではありませんけれども、酒にカラオケ、うまい酒のさかなでどんちゃん騒ぎが大好きなある人が、ある日突然食事制限に飲酒制限を余儀なくされ、宴会が苦痛となり、こんな人生は想定外とつぶやいたと聞きました。

そんなことで、清田新町長の公約でもあります、健康長寿社会の構築を大いに期待するところでもあります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、5項目ほど一般質問をさせていただきます。

す。

1 項目めでございます。長柄町第4次総合計画についてでございます。

町第4次総合計画基本構想は、地方自治法の規定によりまして、長期的かつ総合的な視野に立って、必要な施策の基本方針を定め、計画的かつ効率的な行政運営を進め、住民福祉の向上に努めることを目的として、平成22年度に策定されました。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とされています。また、基本計画については、前期、後期、それぞれ5年間とされ、平成27年度には前期基本計画が終了します。

当時、第4次総合計画策定に当たって、町民アンケートや中学生アンケートをとったときの自由意見は、貴重な住民個々の生きた声だと思えます。住民個々の希望や平素の考えを訴えたり、あるいは熱い思いや叱責等に及ぶ、多様な住民の生きた声が凝縮されていると思えます。

例えば、このアンケートの中で、30代女性からは、今回のアンケートをもっと多く取り込み、町民の声を聞いてほしい。少なくとも、今回このようなアンケートを手にし、町の姿勢に少し希望と期待が持てる気がしたとあります。

また、町議会に対しては、かなり辛辣なご意見をいただいております。10代女性からは、議会を改革すべし、あるいは議員の質の問題などなど、既に4年以上も前のアンケートといながら、十分肝に銘じておかなければならないと、今さらに感じました。

さらに、今年24日のNHKのクローズアップ現代では、地方議会不要論が6割、これはアンケートということですが、6割も占めていたとのございました。議会と、それを構成する議員活動の不透明さが問われているのではないかと思います。

我々議員は、住民の代表と言われてはいますが、皆様の声を全て網羅しているかと問われれば、決してそうとは言えません。複雑化する社会情勢からは、多様な住民の要望等が鬱積したままになっていることから、このようなアンケートは、行政サイドだけではなく、個々の議員にとっても大変貴重な参考資料になります。

また、住民みずから行政運営に参画できる有意義な仕組みの一つでもあり、協働の町づくりに寄与する布石ともなります。

そこで、3点ほどお聞きいたします。

1 点目でございます。住民アンケートが、10年に1回のスパンでは長過ぎると思えます。

1年単位で刻一刻と社会情勢は変化しています。その時々、町民の皆様の生きた声をお聞きし、当初の総合計画を補完しながら、よりよい町づくりを目指すことが肝要であると思

います。よって、定期的に総合的な住民アンケートを実施するように提案いたしますが、いかがかお聞きします。

2点目でございます。基本計画策定に当たって、課題ごとのピンポイントでのアンケートの実施について提案します。

例えば、若者定住促進対策等において、住民の皆様が、何を望み、どんな提案があるのか等の意見を聴取し、どうすれば効率的な行政運営ができるか、費用対効果はどうか等を検証するため、その都度、課題ごとのピンポイントでのアンケートの実施について提案しますが、いかがかお聞きいたします。

3点目でございます。後期基本計画策定についてお聞きします。

前期基本計画については、平成27年度までの5年間として策定されたところですので、来年度には後期基本計画を策定しなければなりません。残すところ1年半ということでございます。平成27年度中には、後期基本計画が策定されると思いますけれども、本計画に当たっては、前期基本計画の検証が重要だと考えることから、誰がどのように行うのか、お聞きいたします。

2項目めでございます。長柄町地域防災計画についてでございます。

本年8月における記録的な豪雨をもたらした台風11号に引き続き、停滞前線による豪雨が西日本や東北、北海道を襲い、土砂災害や水害が発生し、尊い多くの人命や財産が失われております。

特に、広島市北部では、土砂災害が集中し、幼い子供たちも含め多くの人命が犠牲になり、多大な損害をこうむりました。テレビ報道で、広島市の危機管理部長いわく、危機管理対応が甘かったと反省し、謝罪する一場面がありました。なぜ、事前に降雨の予測や、それに伴う適時の避難勧告あるいは指示の伝達ができなかったのか、悔やむばかりでございます。

我が町にあっては、昨年度に新たに町地域防災計画が策定されました。広島市の二の舞を踏まないためにも、改めて防災計画書を読み直してみました。

横道にそれますけれども、この防災計画書を読んでみまして、すぐ目についたのは、誤字脱字の類いや、町公用文に関する規程から逸脱しているのではないかと思われるような文章が掲載されており、防災どころか、思わず自分が被災してしまったような感じがしました。

冗談はさておき、町地域防災計画書における第2編の風水害等編、第2章第7節避難計画において、憂慮すべき点があると感じました。

本節では、住民の生命または身体を災害から保護するとともに、その他災害の拡大を防止

するため、町長は、住民の避難に関する勧告指示を行い、また安全に誘導して、被害を未然に防止するとあります。

次に、勧告指示の最終的な判断は、町長が、本部総務班長からの状況報告、各防災関係機関の要請等も踏まえて決定するとあります。

さらに、勧告指示を行う要件においては、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、勧告または指示を行うとあります。

問題は、この勧告指示を行う要件にあると思います。何が問題かという、勧告または指示を行う基準数値がなく、非常に抽象的な基準であり、曖昧な表現となっていることから、その時々の方針や首長の感覚的な判断に任されるということでございます。広島市の場合が、その事例ではないかと思えます。

そこで、1点ほどお聞きいたします。

先ほど述べましたとおり、町地域防災計画書の勧告指示を行う要件では、抽象的な基準であり、適否の判断を誤る恐れがあると考えられます。

そこで、客観的な発令基準を定めておき、タイムラインと呼ばれる行動計画により、あらかじめ時間軸に沿って必要な対応を定めておき、人命や財産等の被害を最小限にとどめることが肝要であると考えます。このような先進的な対策を積極的に取り入れるべきと提案いたしますが、いかがかお聞きいたします。

次に、3項目めでございます。長柄町町制施行60周年に向けた取り組みについてでございます。

来年度は、長柄町町制施行60周年の年に当たりますので、記念事業等を行うのではないかと思います。そこで、2点ほど伺います。

1点目ですが、来年度に60周年記念事業を執行するとすれば、本年度には準備計画及び平成27年度予算編成が必要かと考えますが、本年度も上半期は終了しますことから、現在の進捗状況をお聞きいたします。

2点目ですが、記念事業の企画立案、そして事業執行に当たり、町民との協働の町づくりを实践する一つの機会と考えるわけですが、いかがかお聞きします。これは、言いかねば住民参画による企画立案、そして執行が、協働の町づくりの推進になると考えるものでございます。

4項目めでございます。有害鳥獣駆除を生かした町活性化対策についてでございます。

都心では、ジビエ料理の取り扱い飲食店が増加しているとのテレビ番組報道や雑誌への掲

載等があります。このジビエとは、フランス語で狩猟した鳥獣の肉という意味で、ヨーロッパでは古くから親しまれていると聞いております。

私も鹿肉料理では、刺身、ステーキ、あるいはみそ漬け等をいただいたことがあります。私は決してげもの食いではございませんけれども、イノシシのしし鍋料理も大変おいしく、お酒がとまらないほど美味でございました。ここにおられます議員の方々も、とある宴会で十分そのうまさを堪能した経験があるはずでございます。町長あるいは担当者を初め、多くの職員にも味わっていただける機会があれば幸いと存じます。

千葉県内では、鳥獣による農作物被害が深刻化していることは、周知のとおりです。鋭意各自治体で駆除を実施しているものの、その大半は活用されず、廃棄処分されています。しかし、一部の農山村では、鳥獣被害の防止と地域活性化の一举両得を図ろうと、その利活用へ向けた試みが進んでおります。

近隣自治体の事例を見てみますと、君津市や大多喜町では、イノシシの解体を行い、その食肉を利活用していると聞いています。また、市原市は、大多喜町と協定を結び、解体を依頼しつつ、食肉を利用し、地域活性化の一環を担うべく、期待が高まっていると聞きました。大多喜町では、道の駅の農産物直売所でイノシシ肉の販売や、食堂でイノシシ丼がメニューに載っております。

長柄町での平成25年度の駆除実績は、イノシシ71頭、ハクビシン159頭、アライグマ152頭と聞いております。イノシシの解体処理施設等の維持管理には、年間300頭程度の解体がないと経費過多となってしまう、効率的な運営が難しいと聞いています。長柄町では、年間100頭に満たないことから、単独での施設整備は難しいこととなります。

そこで、例えば大多喜町と協定を結び、町で捕獲したイノシシを処分してもらおうとか、あるいは茂原市、長南町、睦沢町、長柄町等の近隣自治体で共同施設を整備する等の方策も考えられます。

よって、有害鳥獣を地域資源として、ぜひ活用する道を模索すべきであると考えます。

そこで、1点お聞きいたします。

町は、有害鳥獣駆除で捕獲したイノシシの有効活用をどのように考えているのか。課題とその対応、そして地域活性化としての有効活用の可能性についてどのように考えているのか、お聞きいたします。

最後になりますが、5項目めでございます。中学校武道必修化に伴う経過についてでございます。

私は、平成24年6月議会における一般質問におきまして、柔道は死に至ったり、重い障害事故の発生率が他のスポーツに比べて高いという指摘がデータで示されている。よって、柔道を選択した経過と安全性の確保対策については、どのような議論がなされ、その対応策はどうしたのかをお聞きした経緯があります。

今回は、武道必修化が始まり3年目となることから、先日、柔道での事故の発生状況について、町教育委員会にお聞きしましたところ、2年半で足指のかすり傷程度の生徒が3ないし4名程度であり、重大な事故には至っていないとのことでございました。また、指導要領にのっとり授業を行っていることはもちろん、指の爪によってけがを招くおそれがあることから、事前にチェックする等の予防策をとっているとのことでございました。

とりあえず、現時点では重大な事故には至っていないとのことで、安心しましたが、事故はいつ起きるかわかりません。そこで、4点ほどお聞きいたします。

1点目ですが、事故防止のため、事例研究による予防策が必要と考えることから、全国もしくは県内での事故発生事例について、お聞きいたします。

2点目です。全国もしくは県内での事故発生事例に鑑み、施設等のハード面と生徒の実情を加味したソフト面から、今後の課題と展望についてお聞きします。

3点目でございます。武道必修化の目的達成と安全性確保の問題について、お聞きいたします。

武道が必修化された目的については、武道の学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に、より一層親しむことにある。武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して、練習や試合ができるようにすることを重視しているとあります。事故がないのは一番ですけれども、安全を重視する余り、本来の武道必修化の趣旨が歪曲されるようでもいかなものかと考えます。

そこで、お聞きします。武道必修化の目的達成と安全性確保の問題は、表裏の関係であると思いますが、教育現場とはどのような話し合いが持たれているのか、お聞きいたします。

4点目でございます。本事業は、その成果について、他校との採点比較が難しいのではないかと思います。言い換えれば、他校との目的達成度、あるいは習熟度の比較がしにくいのではないかと懸念しますことから、本事業の成果をどのように捉えているのか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員の質問にお答えいたします。

1点目の長柄町第4次総合計画は、議員のおっしゃるとおり、地方自治法に基づき、平成23年度から32年度までの10年間について、長柄町の目標とすべき将来像を定めたものであります。

その後、基本構想の位置づけについては、平成23年5月に行われた地方自治法一部改正により、自治体が基本構想を定める義務づけは廃止されたところです。

しかし、総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、基本構想部分は、10年間について策定済みでありますので、平成27年度からの後期計画について策定の準備を進めたいと考えております。

そこで、ご質問の1点目及び2点目の、後期基本計画策定に当たり、住民アンケートを実施してはとのご提案でございますが、総合計画策定に関する審議を行うため、策定委員会及び策定幹事に諮り、当初のアンケートを補足するようなアンケートについて検討してまいりたいと考えております。

3点目の前期基本計画の検証についてですが、これにつきましても、後期基本計画を策定する上で重要な手順と考えておりますので、策定委員会、策定幹事会において十分に検証し、後期計画へ反映させたいと考えております。

次に、2点目の地域防災計画についてのご質問ですが、勧告指示を行う上での具体的な数値基準が示されていないというご指摘でございますが、本町においても、昨年10月の台風26号による反省点も見受けられたことから、この教訓を踏まえ、その後の台風27号の際には、避難に関する参考基準を策定し、防災無線等による注意喚起や避難所の開設をいたしました。

なお、この基準は、大雨警報、洪水警報を参考に、1時間雨量が50ミリ以上、3時間雨量が110ミリ以上、24時間雨量が200ミリ以上、刑部地先、一宮川の氾濫危険水位の27.7メートルを基準に総合的に状況を判断しようとするものであります。

この対策の結果、台風27号の際には、避難所の開設や職員の配備について万全を期すことができました。

また、本年4月、国より避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）が示されました。このガイドラインに沿って、避難勧告等の判断基準の見直し、または設定を行うべく作業中であります。

今年度中には、地域防災計画の修正について、防災会議に諮り、来年度早々には町民の皆

様方にお示しできればと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、議員の提案されているタイムラインについても、ガイドラインに沿った中で、今後検討していきたいと考えております。

3点目の、町制施行60周年に向けた取り組みについてですが、本町も昭和30年4月29日、3村が合併して以来、60年の歳月が経過しようとしております。60年の節目を迎えるに当たり、記念式典や記念事業を行う予定ですが、具体的な事業計画については、今後、実行委員会を組織し検討していくこととしておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

次に、4点目の有害鳥獣を生かした町活性化対策についてお答えいたします。

初めに、本町の現状について申し上げます。

町では、平成23年4月に野生鳥獣による農作物の被害防止のため、鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げ、現在、有害獣駆除従事者は50名、本年4月から8月末までの捕獲実績は、イノシシ79頭、ハクビシン85頭、アライグマ96頭となっており、イノシシについては既に昨年度の捕獲数を上回っている状況であります。

町では、捕獲した有害獣については、免許をお持ちの方に処分をしていただいているのが現状であります。

さて、ご質問の、捕獲したイノシシの有効活用についてですが、加工施設を持つ大多喜町や君津市への聞き取りでは、捕獲された全てのイノシシが資源として活用できるわけではなく、資源として活用するにはなかなかハードルが高く、利用は1割程度となっております。

詳細については、産業振興班長に補足説明をさせますが、いずれにいたしましても、増え続ける捕獲量に対する資源への有効活用については、関係団体や近隣自治体などの先進地を参考に、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

5点目の、中学校武道必修化については、教育長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） それでは、1番目の中学校武道必修化に伴う経過についての質問にお答えいたします。

全国もしくは県内での事故発生事例についてのご質問ですが、県内については、公表されておりませんので、全国の事故発生例について、独立行政法人日本スポーツ振興センターがまとめた、平成25年度版の学校の管理下の災害報告書により説明いたします。

中学校の保健体育の授業で負傷した際の給付件数では、運動指導区分別の件数において、柔道の負傷は多い方から数えて6番目、1万614件となっております。ちなみに、第1位はバスケットボールの6万8,035件という数字でございます。

柔道で負傷した主な部位としては、足または足の指が最も多く、2,170件ございました。なお、重篤な事故は、平成10年度以降のデータでは2件発生してはいましたが、死亡事故はございませんでした。

負傷の発生原因の多くは、不十分な受け身によるものが多く、また重篤な事故は頭部と頸部に集中しているため、指導者は事故の発生状況や発生原因等を踏まえて指導していくことが肝要であるというふうに思います。

なお、競技別発生件数、あるいは柔道での負傷の種類、発生原因については、片岡学校教育班長に説明をさせます。

次に、2番目の施設等のハード面と生徒の実態を加味したソフト面からの今後の課題と展望について、説明いたします。

柔道における事故の発生については、技能が未熟なため、かけ方を失敗して頭から畳に突っ込んでしまったり、体格や体力差、技能差の大きい相手に投げられたりして、受け身をとれずに負傷するケースも少なくないことから、学校においては事故防止に向け、生徒のこれまでの経験や技能、体力の実態、施設・設備の状況等を踏まえた指導をしていくことが必要であり、事故防止こそが大きな課題となっております。

柔道が、投げる、抑えるなど、相手と直接的に攻防するという運動の特性や、中学校で初めて経験する運動種目であることなどから、ハード面においては、現在、畳について練習中にずれが生じないジョイント式を採用したり、衝撃吸収力にすぐれたものを使用したりするなどしておりますが、今後も施設・設備面において、事故防止に留意していきたいというふうに考えております。

ソフト面におきましては、各学年で適切な授業時数を配置し、効果的、継続的な指導ができるよう安全確保に十分留意しつつ、3年間を見通した上で年間指導計画を作成し、学習段階や個人差を踏まえた段階的な指導が行えるようにしておりますけれども、さらに実態を検証いたしまして、充実していきたいというふうに考えております。

また、事故が発生した場合、その場での適切な応急手当や救急車要請等の連絡体制が、けがの悪化防止等を含め、その後の状況の良しあしに大きくかかわってくるため、講習会や研修会等への積極的な参加や、校内での情報の共有化を推進し、指導方法、指導技術の向上だ

けでなく、事故への対応能力の向上にも努めてまいります。

続いて、3番目の質問にお答えします。

武道が必修化された目的は、平成18年に行われました教育基本法の改正によりまして、教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが新たに規定され、武道がこの教育目標を実現する役割の一端を担うこととなりました。

武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手との攻防を通して勝敗を競い合う運動であります。一方で、柔道の必修化に伴いまして、特に柔道を必修の授業として扱うことについては、危険なのではないか、重大な事故が起きるのではないかとといった不安の声もありまして、武道必修化の目的達成と安全性確保については、まさに山根議員のご指摘のとおり、表裏の関係にあると考えております。

そこで、中学校では、全学年を通して、受け身の練習に十分な時間を確保するなど、事故防止に向けての取り組みを進めると同時に、1学年では受け身と寝技を使った試合、2学年では受け身と立ち技の練習、3年生では立ち技と簡単な試合形式の練習を指導計画に位置づけて、発達段階に応じて興味・関心や意欲を高めながら、学習できるようにしております。

指導者の話によりますと、生徒は、柔道の学習を通して、相手の動きに応じて、基本動作や基本技を身につけ、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わい、意欲的に取り組んでいるということでした。

さて、教育現場とはどのような話し合いが持たれているのかというご質問ですが、昨年度を例にして申し上げますと、相互授業参観や教育事務所の学校訪問に合わせて、教育委員会も学校現場の様子や状況を確認して、必要に応じて授業終了後に話し合いを持つようにいたしました。また、月1回行われる管理運営協議会では、小中学校の校長が参加しますので、そのような場でも経営者としての意見、考えを伺うようにしております。

具体的には、柔道の授業を参観した折に、生徒同士の接触による誘発事故が懸念されましたので、学校職員と話し合いまして、48枚の畳を新たに購入いたしました。これにより、本年度は、生徒たちが十分なスペースの中で、のびのびと受け身や投げ技の練習ができるようになり、さらには意欲的な姿が見られるのではないかとというふうに期待をしているところでございます。

話し合いの中では、柔道は、他の競技に比べ、挫傷、打撲、捻挫が多いとの統計的なデータがあることから、ストレッチなどの準備運動を十分に行うことや、爪の伸びぐあいの確認、

生徒一人一人の体調を十分に観察するなど、事故防止に向けて細心の注意を払いながら、指導することについてもお願いしております。

今後も、実態把握と現場との意思疎通を充実しながら、安全に目的が達成できるよう努力していきたいというふうに考えております。

最後に、授業の成果の捉え方についてお答えします。

部活動であれば、対外試合等で技術の習得を含めて勝敗が明らかになり、比較しやすい面がありますが、授業では他校との比較は難しいということは、ご指摘のとおりでございます。

授業の成果については、授業を通して、どのように生徒が変容したか、どの段階まで技術や態度を高めることができたかが中心となります。

現在、学校で行われています授業の評価につきましては、以前のほかと比べての相対評価から、どの段階まで習得したかを見る絶対評価へと変化してきております。学校現場では、この絶対評価に基づき、生徒一人一人の進歩の状況や到達目標の実現状況の把握等によりまして、授業改善を行っているわけですが、ご質問にございました、他校との比較という評価尺度を絶対評価は持ち合わせておりませんので、この点についてはお答えすることができません。

なお、絶対評価が導入された経過及びその意義については、片岡班長から説明させます。

次に、授業の成果についてのご質問ですが、事故防止の観点から申し上げますと、8割以上の生徒が正しい受け身の習得ができているとの報告を学校から受けております。しかし、2割弱の生徒が、受け身の習得が不十分であるということも明らかになっているわけですから、生徒の実態を加味して、指導計画や指導方法の工夫改善を行い、この課題解決に向けて、学校と教育委員会が連携しながら、努力していきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 有害鳥獣を生かした町活性化対策についての補足説明をさせていただきます。

町の取り組みといたしましては、箱わなの設置以外に、睦沢町、長南町と3町合同によりますイノシン駆除、または電気柵の設置がございます。

有効活用の取り組みをしております君津市、大多喜町に伺いました、加工施設や活用方法について申し上げます。

両市町とも、長柄町より多い、年間数百頭から1,000頭を超えるイノシシの捕獲数となっております。しかし、実際に活用できているのは、年間数十頭にとどまっているということでございます。その原因となりますのは、捕獲したイノシシは、放射能検査を要すること、30キロを超えるものであること、年齢、時期によりましては性別も関係するというところでございます。両市町とも、食肉の販売先といたしましては、ホテルや市内の旅館、またはフランス料理店があるということでお聞きしております。

両市町からの意見を踏まえ、今後、町に合った方策を検討してまいりたいと思っておりますが、現時点では非常にハードルが高く、難しいものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） 私からは、柔道による事故の発生状況、及び絶対評価についての補足説明をさせていただきます。

最初に、中学校の授業中における競技別発生件数でございますが、発生件数の多い順に上位10競技を申し上げますと、1位がバスケットボール、以下、サッカー・フットサル、バレーボール、野球、テニス、柔道、柔道が6位です、ソフトボール、マット運動、ハンドボール、短距離走となっております。

次に、柔道での負傷事故の種類ですが、発生件数の多い順に申し上げます。負傷部位につきましては、足または足の指が2,170件、次いで肩が1,383件、手または手の指が1,172件、以下、頭部、膝、頸部、肘の順となっております。

負傷の主な種類ですが、骨折が4,076件、次いで挫傷、打撲が2,855件、捻挫2,733件、以下、靭帯損傷、断裂、脱臼の順となっております。

発生原因につきましては、受け身の未熟さや無理な技のかけ方によるものが多いとのことでした。

次に、絶対評価についてご説明いたします。

絶対評価が導入された経過ですが、相対評価は、クラスや学年内で生徒同士を比較し、どのあたりの順位に位置するかで成績をあらわす方法であり、点をとるための詰め込み学習で終始してしまう。努力して学力を上げても、平均点が上がれば成績は上がらない。校内の位置に過ぎず、真の学力がわからないなどの疑問符も常につきまわっていました。

そこで、学習評価は、他との比較ではなく、目標をどれだけ達成できたのかを把握し、指

導の改善に生かすことが大切であるという考え方に立ち、平成14年4月から小中学校で導入されることとなりました。

絶対評価は、相対評価のように5段階評定の配分率は決まっておらず、目標を達成したと判断できれば、全員が5ということも理論上はあり得、頑張ったら頑張った分だけ、それに見合った結果をもらえる評価ということができます。

また、少子化等により、かなり広範囲の学校で、学年、学級の児童・生徒数が減少していることから、評価の客観性や信頼性を確保する上でも、絶対評価が適切であるといわれております。

学校現場では、この絶対評価に基づき、生徒一人一人の進歩の状況や到達目標の実現状況の把握等により、授業改善を行うようにしております。

例えば、投げ技の基本となる技を安定して投げたり、受け身をとったり、押さえたり、応じたりすることができるという到達目標を立てると、これに対して立ち技の一つ、体落としの習得状況について、A、B、Cで評価していくようになっております。

C評価の生徒が多い場合には、その理由や原因を分析しまして、次の時間からの授業で生かすようにしております。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根君。

○5番（山根義弘君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の長柄町第4次総合計画についてでございます。

3点目の後期基本計画策定についての質問をさせていただきます。

前期基本計画の検証に当たって、住民の方々を参画させる考えはないのかをお聞きします。

住民参画は、協働の町づくりという大きな課題克服のキーポイントを内蔵しており、成嶋町政は、住民参画、あるいは協働の町づくりを提唱してきました。清田町長は、成嶋町政を継承するというふうに公約していたので、お聞きします。

協働の町づくりは、先の見えない、終わりの見えない非常に難しい課題であればこそ、常日ごろ肝に銘じて、かじ取りをしていくべきことであろうと思います。

よって、後期基本計画の策定も、協働の町づくりを構築するためのツールと捉えて、住民参画をしていくべきと考えますがいかがか、お考えをお聞きいたします。

次に、2項目めの長柄町地域防災計画についてでございます。

長柄町の戦後の主な災害なんですけど、計画書にも載っておりますけれども、昭和29年6月

28日、豪雨による山崩れで、家屋倒壊、死者1名、重傷者1名。昭和45年7月1日には、豪雨による住宅全壊6戸、半壊または一部損壊14戸、死者4名、私の自治会でも2名の尊い命が失われました。また、45年、46年にわたっては、大多喜町では、死者はなかったものの、甚大な災害をこうむりました。昭和62年12月17日は、千葉県の方東沖地震、これは予測不能な災害でありましたけれども、平成8年9月22日、台風17号豪雨による住宅浸水被害15戸や、農業施設等への被災がありました。

先ほど述べました、広島市北部の豪雨災害での予防対応とは対照的に、山形県最上川流域では、本年7月の台風8号でタイムラインを実施し、避難勧告が的確になされたと評価されております。

また和歌山県では、従来、市町村長が必要があると認められたときという抽象的な基準を改め、累積雨量が400ミリを超え、30ミリ以上の雨量が予測されるなどと、数値で基準を具体化しました。

このように、防災担当者の経験だけに頼らず、客観的な発令基準を策定し、かつタイムラインによる見える行動計画が、住民の信頼と安心につながると考えますことから、早急に検討を願いたいというふうに思ったわけですが、この地域防災計画については見直すというようなことではございますので、いずれにしろ、その辺のタイムライン、あるいはそれにかわるような見える行動計画、これが必要であろうというふうに考えますが、その辺について再度お聞きしたいと思います。

次に、4項目めの有害鳥獣駆除を生かした町活性化対策についてでございます。

近年は、農家の人が複数集まれば、もっぱらイノシシやハクビシンあるいはアライグマ等の被害を嘆くことが、挨拶のかわりでもあります。よく道端で聞きますけれども、昨日もイノシシの親子8匹が、手を振って行列をつくって一列になって散歩をしていたとか、子供がラスカルがかわいいねと言ってはしゃいでいたとか、自分の体の病気自慢とあわせて、それが日常のもっぱらの話題でもあります。

町の手厚い支援や農家の人たちの努力のいかにもなく、有害鳥獣駆除の効果はなかなか実効性が実感できません。むしろ、年々ひどくなる一方でございます。このまま半永久的に戦いが終わらないのではないかと、抜本的な解決策はないのではないかと危惧いたします。

つまり、この問題は、一過性ではないという認識と事の現実を真正面から受けとめて、前向きな姿勢で対応していくしかないという認識が必要であると考えます。有害鳥獣とのすみ分けができないのであれば、仲よくするふりをして、被害を抑制していく方策を考えてい

くと同時に、負の局面にあつて禍を転じて福となすという方策も同時進行すべきと考えます。

そのためには、我々住民が、何でもかんでも行政に依存するという体質を改めること、つまり協働の町づくりが必要であるという精神論を我々町民側が認識していかなければならないことも肝要と私は考えます。

しかしながら、協働の町づくり精神の行政の第一歩、つまりきっかけをつくり、環境を整えるのは行政の分担であり、責任であるというふうに考えます。有害鳥獣問題は、かなり長期戦になると考えられます。捕獲というハード面だけでなく、利用というソフト面についても十分意を注いでいただき、協働の町づくりの一端と捉え、腰を落ちつけての対応が必要だと思ひます。

先ほど、鳥獣肉の地域活性化についてのハードルはかなり高いというお話はいただいたんですけども、ぜひ腰を落ちつけての長いスパンでの対応が必要だと思ひます。その辺についていかがか、お聞きいたします。

次に、5項目めの中学校武道必修化に伴う経過について、3点目の部分でございますけれども、目的達成と安全性確保の問題についてお聞きいたします。

武道は、相手の動きに応じまして、基本動作や基本技を身につけ、相手を攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができる運動であり、また礼儀作法や相手への思いやりを習得する機会にもなるとされております。

しかし、教育現場では、事故のないようにとの配慮から、校長を初め指導教諭が相当なプレッシャーを感じているのではないかと、そのように思ひます。その反動で腰が引けてしまひ、武道必修化の目的達成が十分果たせない事態に陥るようでは、本事業の目的が薄れてしまひます。

よつて、教育委員会や学校あるいは保護者等を含めた、よりよい環境づくりが必要と思ひますが、いかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上で、私の2回めの質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） それでは、第1点目の長柄町第4次総合計画についてのご質問でございますが、前期基本計画の検証に当たつて、住民参画したらどうかというご質問についてでございますが、先ほど町長の申し上げたとおり、策定委員会、策定幹事会において十分に検証しながら進めていきたいと考えています。それらを検証した上で、必要な課題があれば、住民アンケートなどについて補足的に行うなどの検討をしてまいりたいと考えてお

ります。

2点目の、町防災計画についての2回目のご質問でございますが、これにつきましても先ほど町長が答弁したとおり、この4月に国のほうから、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインの案が示されたところでございますので、このガイドラインに沿って、町の地域防災計画の中に反映していきたいと、今、作業中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 続きまして、森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 有害鳥獣を生かした町活性化対策についてのご質問にお答え申し上げます。

この有害獣に対する被害でございますけれども、本町だけでなく広域的な問題として捉えております。捕獲した後の方策につきましては、今後、近隣自治体と共有するべき問題だと考えておりますので、連絡を密にしながら、また先進地を参考に、町に合った方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） 私からは、中学校の武道の必修化に伴う経過について、お答えしたいと思います。

事故のないようにとの配慮から、学校職員がプレッシャーを感じ、武道の学習目的が十分に果たせないことが懸念されるということでしたが、その点からご説明をさせていただきたいと思っております。

現在、学校の指導教諭は、2段の有段者であり、指導経験も豊富であること、研修会等にも積極的に参加をしており、指導力の向上に向け努力を怠らないこと、生徒の受け身の習得率も80%を超え、事故や大きなけが等も発生していないことから、指導者としての資質能力や指導力も十分であり、武道学習の目的達成に向けて、適切な指導が行われていると考えております。

また、ご指摘のとおり、生徒のために適した、よりよい環境づくりを進めることは大切なことではございますが、学校と教育委員会では、常時連絡をとり合い、必要に応じて話し合いを持つようにしており、学校は、保護者にも授業参観や懇談会、学校評価等のアンケート、学校評議員会も実施し、開かれた学校づくりが推進されていることから、学校の多忙化を防

止する上でも、現制度を活用する中で、よりよい環境づくりを進めていくべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根君。

○5番（山根義弘君） それでは、3回目の質問でございます。これについては、1点だけでございます。

5項目めの、中学校武道必修化に伴う経過についてでございます。

今、ご回答いただきまして、その中でちょっと気になった部分がありまして、受け身の習得率が8割ということは、あとの2割がまだ受け身の習得ができていないと。

これは、1年生なのか、あるいは2年生時点なのか、3年生時点なのかはわかりませんが、そういうことであるということですが、私は、高校時代に、体育の時間に柔道も、数時間ですけれども、あったわけですが、そのとき当然まず受け身というところから入っていったわけですが、自分ではできているつもりでも、いざ相手と組んで技を、わかっている技であるんですけれども、受け身ができずに脳しんとうを起こす寸前までいったと、苦い経験を持っておりまして、いまだにそれがトラウマになっております。

そういうことで、この習得率8割というのはどこの時点、1年生なのか2年生なのか3年生なのか、その辺をまず一つお聞きしたいと思います。先ほどのお話の中では、1年生から3年生まで全て受け身ができるということが大前提というふうにお聞きしましたので、それについてちょっとお尋ねします。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 佐川教育長。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） どの段階での8割というご質問ですけれども、大変申しわけありませんが、そこまではちょっと確認をしておりませんので、どこまでという部分ではお答えできません。申しわけございません。

先ほどの授業の中での配置の部分で、1年生、2年生、3年生それぞれ段階を追って授業をやっているというふうに申しましたが、授業時数が1年生は9時間、2年生も9時間、3年生が15時間というような配当になっております。ですから、最終学年の3年生の段階で、本当の柔道のおもしろさというんでしょうか、その辺が到達できるというような部分があるのかなと思います。

20%の受け身ができていない子供たちについては、やはりなかなか難しい状況も、その少

ない時間の中で全て習得というのは難しい状況もあると思いますが、そういった発達段階を考慮した上で、指導者がルール等を決めながら、楽しむように努力させていきたいというふうに指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

○5番（山根義弘君） ありがとうございます。

○議長（関 民之輔君） 以上で山根君の質問を終わります。

ちょっと議長から申し上げます。

質問、答弁者については、趣旨をよく理解され、簡潔にお願いいたします。

次に、1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） こんにちは。1番、本吉敏子です。

最初に、長野、岐阜両県にまたがる御嶽山が7年ぶりに噴火し、高温の火山灰などで多数の登山者が被害を受けました。まだ、全員を救出できていません。余りの被害の大きさに、胸が痛みます。有害ガスの発生する場所で、二次災害に気をつけながらの救出活動は困難を極めておりますが、無事救出されることを祈るばかりです。今後の農作物の被害も心配されます。一日も早い復興を祈るとともに、被害に遭われた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

今年は、大雨、台風、竜巻、大地震などの大きな被害が相次ぎました。私たちも、常に油断することのない心構えでいたいと思います。

今、全国の各地域で、人口減少、超高齢化の問題に直面しております。地方の潜在力を引き出す地方創生が重大課題となっております。昨日より臨時国会が開催され、社会の活力を維持、向上させていく重要な要素として、女性と若者の活躍に期待が高まっております。

一方で、公共施設やインフラの老朽化対策あるいは資産の適正化は、今後避けては通れない課題として直面しております。

先ほど、清田新町長より、長柄町が将来に向かって発展を続けるため、政策を実現するために、町民の皆様お一人お一人の思いを一つにすることが大切である、気軽に町政に参加していただけるよう、受発信を努めてまいりますとのご挨拶がありました。町長を中心に、みんなで力を合わせ、住民の皆様が長柄町に住んでよかったと喜んでいただける町政運営を期待しております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、6項目にわたり一般

質問をさせていただきます。

まず1点目、人口減少対策について。

現在、日本は、世界に例を見ないスピードで少子高齢化が進み、人口減少も進んでおります。ことし5月、民間の有識者などで作る日本創成会議の推計では、2010年から40年にかけて、20代、30代の女性人口が5割以上減少する市町村が、全体の約半数、896あり、消滅可能都市であるとの指摘がありました。今後も、地方から都市圏への人口移動が進む中、将来消滅するおそれがある自治体という中の一つに、本町も入るとされています。

人口減少の背景について、町民の皆さんから、働く場が少ないことが影響しているのではないか、また若い方からは、首都圏などに比べて魅力がないという声が聞かれました。政府は、人口減少や地方衰退といった課題に、国を挙げて取り組むため、今回の内閣改造で地方創生の担当大臣を新設しました。

その鍵を握る存在として、女性と若者の活躍に期待が集まっています。そして、社会が一丸となり、地域を活性化し、地域経済を盛り上げていかななくてはなりません。

そこで、本町として、どんなところが魅力と言えるのか、特に女性や若者が活躍できる社会構築のため、何に重点を置いていくのか。医療、福祉の充実、住環境の整備など、将来に夢や希望を持てる地域をつくるため、何が必要なのか、見解をお伺いいたします。

2項目め、地方公会計制度について。

従来の地方公会計は、完全な総務省方式改訂モデルの単式簿記、現金主義会計が採用されており、事務別や施設別の分析が不十分であるため、今後本格的な複式簿記、発生主義会計の導入による財務書類等の作成に係る統一的な基準が示されました。これによれば、現金の出入りの原因も記入するもので、土地、建物の資産や負債なども記録できる仕組みとなります。

さらには、現金の出入りが伴わないもの、建物の老朽化など、時の経過とともに変化していくコストも記録でき、財政状況の的確な判断に役立てることができるものとなります。いわゆる財政の見える化を促進する制度であります。

この地方公会計制度は、土地や建物にとどまらず、道路や橋梁等インフラ資産、備品など町で所有する全ての資産が対象となるため、財務書類作成の前提となる固定資産台帳の整備が必要となります。

本年4月30日に報告された、総務省の今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書によれば、平成25年3月31日時点、固定資産台帳が整備済みの団体は、財務書類作成団体中の

18%だそうです。各自治体に対して、固定資産台帳の整備の準備等を先行して進めることを要望しておりますが、そこで2点お伺いいたします。

1点目、固定資産台帳の整備状況など、新公会計制度に対する町の対応について、お伺いいたします。

2点目、町の職員を対象に、複式簿記の基本や企業会計のマネジメントの仕方等の講習会を受講されていると伺っておりますが、公会計制度の準備に関する進捗状況をお伺いいたします。

3項目め、税等の収納について。

以前にも、税のコンビニ収納の提案がありましたが、そのときの答弁では、郡市内では2市町が平成24年から実施されていますが、必ずしも徴収率の向上には結びついていない。納税者のサービス向上の観点から、引き続き検討するとのことでした。現在、全市町村は何らかでもコンビニ収納の導入がされています。

本町におきましては、長柄農協の統合、日吉農協内にありました郵便局もなくなり、納税者にとってはとても不便になってしまいました。ほかの市町村では、町民サービスセンターでの支払い、これはショッピングセンター内です。また、平日の昼間に納付に来られない方などのために、休日に納められるよう、日直の職員が対応されている町もあります。今では、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに行かなくても、携帯電話でいつでもどこでも町税等が納付できる、モバイルレジを開始しているところもあります。

モバイルレジとは言いませんので、コンビニ収納利用の場合、曜日や時間にかかわらず、24時間いつでも全国の店舗で納付できます。納税者のサービス向上、町民の利便性及び収納率向上のため、コンビニエンスストアでの税等の納付導入を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

4項目め、高齢者肺炎球菌ワクチンについて。

平成24年第1回定例議会で、高齢者対策について一般質問をさせていただきました。

65歳以上の高齢者の方が亡くなる大きな原因の一つに、肺炎が挙げられます。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による感染症の80%に効果があると言われており、また1回の接種で5年間、その効用が効くとも言われております。

65歳以上のお元気な方でも、免疫機能は低下し、感染症にかかりやすくなっていることから、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成制度を導入できないかとの質問に対し、65歳以上3,000円の助成の導入がなされました。また、この10月から、厚労省は高齢

者の肺炎球菌による肺炎の感染予防、重症化を防ぐため、肺炎球菌ワクチンを予防接種法に基づき、町が行う定期接種の対象とするよう、追加されました。

そこで、本町として、実施の時期、対象者、または対象者への周知方法など、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

5項目め、空き家等の適正管理に関する条例について。

高齢化や人口減少に伴い、放置されたまま老朽化する空き家が急増し、大きな社会問題になっています。総務省が7月29日に発表した住宅土地統計調査によると、全国の空き家数は820万戸に上り、総住宅数に占める割合も13.5%と、いずれも過去最高となりました。野村総研の試算によりますと、2040年、26年後には、マンションも一戸建ても含め36%から40%の空き家となり、3軒に1軒は空き家という状態です。

空き家の再利用、リフォーム、撤去作業等に対し、これからは何らかの手を打たなければいけません。景観の上でも、防犯上でも、大変に問題となっておりますが、管理責任は所有者にあり、対策が思うように進まないのが現実です。こうした中、全国355カ所の自治体は、ことし4月時点において、問題のある空き家に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うための独自の対策条例を施行し、実績を上げています。

管理不全な空き家などによる侵入者による犯罪の発生、建物の老朽化などによる倒壊、ネズミや害虫の発生、樹木などの繁茂などによる周囲の生活環境の悪化などの問題が懸念されています。

町民の、安全で有効な日常生活を確保することを目的として、本町でも放置された空き家などが管理不全な状態になることを防止し、安全で暮らしやすい町づくりを推進するため、空き家等の適正管理に関する条例を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

最後に、地域包括ケアシステムの構築について、お伺いいたします。

総務省が敬老の日に合わせてまとめた15日現在の高齢者推計人口によると、2014年、65歳以上の高齢者は、前年と比べ111万人増の3,296万人、総人口に占める割合は0.9ポイント増の25.9%で、ほぼ4人に1人の計算、人数、割合とも過去最高を更新しました。

第一次ベビーブームの最終世代にある1949年生まれの人が、65歳に達したのが要因で、75歳以上は12.5%に上昇し1,590万人で、8人に1人の割合となりました。今後も、高齢者は増加し、2025年には65歳以上が3人に1人、75歳以上が5人に1人の割合となると予測しており、認知症を抱える人は470万人と言われております。

本町におきましても、平成22年から平成26年8月までの高齢者人口と介護認定者の推移を

見てみますと、人口が532人減少しているのに対し、65歳以上の高齢者は263人増えています。また、65歳以上の要支援、要介護認定者数の割合は35人となり、介護認定者の割合は13.8%から14.1%になっております。本町の平成26年8月時点の高齢化率は32.7%と、国平均25.9%より高い水準に達しています。ですから、5年後、10年後はさらに高齢者世帯の増加が見込まれます。

このように高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も想定される中、政府は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度の要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の体制、地域包括ケアシステムといわれておりますが、地域のみんなで高齢者を支え合うシステムを構築し、計画を進めております。そのための予算も計上されております。

こうした国の予算を活用し、医療、介護、予防、住まい、生活支援など、切れ目なく提供できる体制として、地域に合ったシステムをいかに築くか、自治体を中心とした地域住民の取り組みが最大のポイントとなってきます。

そこで、私は、今年の第1回定例議会のときに、一般質問で、地域包括支援の専門職の職員の増員を提案いたしました。また、ことしの第2回定例議会でも、特定健診等の健診のときにも、保健師、包括、職員も駆り出され、本来の仕事が後回しになりますので、職員、サポーターの増員を提案いたしました。

現在、包括では、臨時職員が1人増員されており、健康福祉班でも、保健師が産休のために、臨時の方が1人配属されております。また、9月25日には、本町のホームページ等に保健師の臨時職員の募集が掲載されました。今後、さらに地域包括支援の果たす役割は重要になってきます。

また、これから認知症対策の強化としまして、認知症が疑われる早期の段階から家庭訪問を行い、認知症の早期発見や患者の家族支援を行う認知症初期集中支援チームを全市町村に設置することが必要になります。とともに、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で見守る認知症サポーターの養成なども取り組んでいくようになると思います。

今般の制度改正により、保険者である町が、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムの構築を進めていくわけですが、保健師、社会福祉士、主任介護支援員等の人材の確保に力を入れるべきと考えます。今現在、保健師、事務方等、人手が不足していると思われませんが、当局ではどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

1点目の人口減少対策についてのご質問でございますが、これまで町では、総合計画に基づいて総合的に町づくりを進めてまいりました。しかしながら、長柄町の人口は、近年では平成9年の8,958人をピークに減少を続け、本年9月1日現在では7,542人となっております。人口減少は本町に限ったことではなく、全国的な問題であると存じますが、何とかして人口減少に歯どめをかけなければなりません。

そこで、昨年度より空き家バンクや空き家改修費補助金、また住宅リフォーム補助金を予算化したところ、12件、約160万円の実績があり、定住策として一定の効果があったものと考えております。引き続き、公約に掲げたとおり、人口減少に歯どめをかけるべく、子育て支援や子ども医療費対策など幅広く対応策を検討してまいりたいと考えております。ぜひともご理解願いたいと存じます。

2点目の、地方公会計制度についてのご質問ですが、この制度は、自治体の資産と債務の改革としてスタートしたものであり、具体的には、土地建物などの保有する資産についての時価に基づく再評価の実施や回収不能と見込まれる資産の整理など詳細な分析と管理を行うことにより、貸借対照表、行政コストの計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務諸表を作成するものです。

本町では、平成22年度決算から、総務省方式改訂モデルで財務諸表を公表しておりますが、さらに平成28年度決算までには、より詳細な管理と分析を求める新基準に基づいた財務諸表にしなければなりません。このため固定資産台帳が必要となり、町は27年度に整備する予定であります。

次に、公会計制度の準備に関する進捗状況ですが、財政担当職員は県等が主催する講習会に参加し、また近隣市町村職員との情報交換を積極的に行うなど、新基準に向けての支障が出ないよう準備を進めております。

3点目の、コンビニエンスストアでの町税等の納入方式導入のご提案について、お答えいたします。

コンビニ収納サービスの導入は、コンビニエンスストアの利用率の高い若年層の方々においては利便性の向上につながると考えますが、高齢者における日常の行動範囲を考えると、町内コンビニエンスストアが2カ所しかないことから、大きな利便性の向上は期待できない

と思われます。

また、導入に当たっては、納付書の様式変更に伴う経費や収納代行手数料が必要となることから、その費用対効果の観点から見ると、積極的な導入に向いていない現状であります。なお、本町では、利便性及び収納率向上を図るため、口座振替制度を推進しております。

一方、近年は多くの自治体でコンビニ収納サービスの導入が進んでいることから、他市町村の実態を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目の、高齢者肺炎球菌ワクチンについてお答えいたします。

ご質問のとおり、予防接種法施行令の一部が改正がされ、予防接種法に規定された疾病に対する予防接種、いわゆる定期の予防接種のB類疾病に、本年10月1日から、すなわち明日から、高齢者の肺炎球菌感染症予防接種が追加されます。

実施の時期ですが、明日10月1日より来年3月31日までです。

対象者は、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方で、平成26年度中に65歳、70歳、以下5歳刻みに95歳までの方と、100歳を超える方々が対象となります。

本町の対象者は、459名であり、周知方法については、広報ながらにてお知らせするとともに、対象者全員にお知らせ文書を個別通知させていただいたところであります。

なお、助成は1回限りとし、助成額は3,000円を限度としておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

次に、5点目の空き家等の適正管理に関する条例についてのご質問ですが、総務省の統計調査によりますと、千葉県内の空き家数は36万7,200戸で、住宅戸数に占める空き家の割合は13%に及んでいると報道されたところであります。

管理されずに放置された空き家は、治安や衛生面で近隣住民に影響を与えかねないことから、県内でも主に東葛地域において、家の管理を持ち主に求める条例を施行しているところですが、この条例に基づいて行政が対応できるのは、不特定多数の住民の安全に問題がある場合のみであるため、人口密集地での導入にとどまっている現状であります。

本町の現状として、例えば道路にはみ出た樹木等により、交通に著しい支障を来す等の場合、土地所有者への交渉を行い、土地所有者が自分で対応できない場合など、町で伐採を実施したケースがあります。

町といたしましても、空き家の発生を抑え、空き家となった場合でも適正に維持管理されるよう、地域住民、自治会と連携しながら、土地所有者の合意のもとに、危険状態の解消を

図っていきたいと考えており、現段階での条例の制定については考えておりません。

最後になりますが、6点目の地域包括ケアシステムの構築について、お答えいたします。

先ほど所信で述べたとおり、超高齢化社会の到来を見据え、現在策定中の第6期介護保険事業計画の中でも、住みなれた土地でいつまでもその人らしく生活いただくための住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となった地域包括システムの構築を最重要課題と捉えております。

そこで、ご質問の地域包括ケアシステムの構築に係る人材確保についてですが、来年度の事業実施に向け、職員の増員等も含め体制を整えるとともに、関係機関との連携強化、あわせてボランティアの発掘、養成などを進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で答弁とします。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目の、人口減少対策についてということで、町長より答弁をいただきました。

支援策を考えていくということで、いろいろな支援があると思いますけれども、魅力あふれる地域づくりのために、本町独自のプロジェクトチームということで、人口減少対策について取り組むプロジェクトチームというか、そういうことを作りながら、いろんな分野でということではなくて、独自のプロジェクトチームをつくり、人口減少対策について取り組む考えはないのか、お伺いしたいと思います。

例えば、本町の若手職員も、茂原市とかも実行されておりますけれども、数名プロジェクトチームに入れて、新しい発想で企画を提案、対応策に取り組むなどの考えはないのか、お伺いしたいと思います。

2点目の、地方公会計制度についてですが、明年1月に具体的なマニュアル等が出てくると思います。人材に関しては足りているのか、また新公会計制度は本町にとってどんなメリットがあるのか、お伺いします。

3点目の、税等の収納についてという答弁がありましたけれども、長柄町に関しては利便性がないというような、そういう答弁だったと思いますが、ほかの市町村は、コンビニ収納は全市町村やっております。

というのも、前回の答弁をいただいたときにも、各市町村の状況を見てということで、答弁があったと思いますが、ほかの市町村は全部コンビニ収納があると思います。それで、利便性に関しては、若い人たちがコンビニを使うということでお話があったと思いますが、高

齢者の方は、自分ではなかなか行けないので、若い家族の方をお願いをして頼みたいという方もいらっしゃると思います。そういう方もいらっしゃると思いますので、ただ、口座振替というのが推進されているというお話がありましたけれども、ぜひ前向きな考えはないのか、ちょっとまたお伺いしたいと思います。

4点目の、高齢者肺炎球菌ワクチンについてですが、10月、今回の広報にも載っておりました。また、個別にも周知されたというお話をされたんですが、本ワクチンの予防効果は5年以上持続するとされていますが、接種により特異抗体濃度は時間の経過とともに低下し、高齢者や呼吸器、循環器に疾患を有する人では低下しやすい傾向であることも報告されております。

抗体水準を維持するために、再接種の必要が高まりつつありますけれども、本町では、予防接種の回数は1人1回ということで、先ほども助成されるというお話がありましたけれども、予防接種を受けてから5年以上経過した人に対しては、どのような対応をされるのか、またそういう問い合わせ、相談があるのかどうか、お伺いいたします。

5点目の、空き家等の適正管理に関する条例に対しまして、流山市だとかまた松戸市だとかというところは、しっかりと条例ができております。

その中で、これから長柄町は、冬になりますと雪が結構、雪で竹だとかが倒れてきたりとかということで、いろいろな問題が発生することもあります。そういう面では、土地所有者に連絡を町当局がしてくださるということでお話をしておりましたけれども、以前連絡をしていただきたいということを言いましたら、それはちょっとできないということで、そちらの問題ということでは言われたことがあったんですが、その点はどうなのか、お伺いします。

2回目は以上です。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 2回目のご質問の中の、人口減少対策についての中で、独自のプロジェクトチーム、そういうものをつくって、人口対策に対するいろいろな検討を加えてはというようなご意見だと思いますが、これにつきましては、先ほど山根議員の一般質問のときにもございましたが、うちのほうの総務企画班長もお答えさせていただいておりますが、総合計画の後期計画を立てることにこれから動き出すところでございますが、その中で策定に当たりまして、策定幹事会、委員会、そういったものを組織して検証しながら、行政各分野について検証し、計画に盛り込むというような作業をしている中で、この人口対策については、やはり最重要分野の一つでございますので、この幹事会の組織を活用して、その辺に

については検討していく、また、さらに必要があれば、その下部の作業班チームを組織し、検討していく、そのような取り組み方を今後していきたいというふうに考えております。

ですから、あくまでもこれに特筆した独自のプロジェクトチームをつくるというようなことについてまでは、あえて今のところ考えておりません。この中を有効活用した中で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（関 民之輔君） 答弁願ひます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 公会計制度につきまして、まずメリットはということでございますけれども、先ほども本吉議員のほうで、そこの中で言われたとおり、財政の見える化というようなことにあるかと思ひます。

具体的にどういうものを使うかといひますと、まず貸借対照表につきましては、どのような資産をどのような負担で今まで蓄積してきたかということでございます。

それから、行政コスト計算書、これにつきましては、人に係るコスト、物に係るコスト、移転支的的なコスト、その他コストというような形で、コストが表示されるということでございます。

それから、純資産変動計算書につきましては、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が、1年間でどのように変動してきたかというようなことをあらわすものでございます。

それから、資金収支計算書につきましては、行政活動を資金の流れから見たものでございまして、この4つの表から長柄町の今の財政の状況、そういうものを見直すこともできますし、これからの参考にするというようなことになろうかと思ひます。

それから、人材というか、人が足りているのかというようなご質問でございますけれども、我々現有の人材で努力するというか、できるように努めるということに尽きると思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（関 民之輔君） 若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） 3点目の、コンビニ収納サービスにつきまして、ご説明申し上げます。

現在、1市3町は既に導入が済んでおりまして、この後、来年4月に1村が導入するというふうに伺っております。また、そういたしますと未導入につきましては2町が管内ではあるということで、本町はその中に含まれるわけでございますが、町長の答弁でございました

とおり、やはり本町には2カ所しかコンビニエンスストアがないということや、導入コストに係る費用対効果ということが、なかなか導入に踏み切れない要因となっております。

逆に、推進しております口座振替制度というものは、一旦登録していただければ、納税者の方は納税に金融機関等々に出向く必要はなくなりますし、そのコストというものはコンビニ収納サービスに比して著しく低いものであるということから、本町につきましては導入の推進をしておるところではございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、若年層の方、昼間仕事をされている方につきましては、その不便さというものであったり、高齢者の方におきましても、同居の若い方をお願いするに当たっても、そのような納付のしづらさというものがあるのも事実でございますので、前向きに検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 4点目の、高齢者肺炎球菌ワクチンについてでございますけれども、先ほどの町長の答弁等ありましたけれども、既に個別通知しましたということで、実は昨日発送いたしました。ですから、問い合わせ等については、今時点ではございませんけれども、これからあろうかと思われましても、それについては保健師等で対応したいと思っております。

それと、5年以上経過している人についてでございますけれども、ただ町からの助成については生涯1回ということでございます。本吉議員さんの言うとおりの、免疫が弱まるのが5年以上ということでございますので、接種に関しては可能だと思われまします。ただ、あくまでも助成は1回でございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 空き家の件でございますが、これにつきましては、先ほど町長の答弁のとおり、地域で危険な場所になってはいけないので、地域住民、自治会と連携しながら進めていくということでございましたので、庁舎内でも横の連絡体制を整えまして、今後は適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） まず、人口減少対策についてですが、先ほど策定幹事会の組織と委員

会をこれからということでありましたので、その中には若い方だとか、また女性だとかの方を入れていただいて、委員会の中の組織を作成していただきたいというふうに要望しますので、よろしくお願いいたします。

あと、税等の収納についてですが、長柄町はコンビニが2カ所しかないということでありましたが、もしコンビニ収納になりますと、全国どこでも大丈夫で、若い方が本当に仕事で行っているところだとか、いろいろなところでできますので、それも前向きに検討していただければというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

4点目の、高齢者の肺炎球菌ワクチンについてですが、助成は1回ということでお話がありました。5年以上経過した後は、まだ日本では、2回目を打つという、抗体のこれが余り知られていないというのが現実で、そういうことはどういうふう to 受けとめているかということをお聞きしたいなと思うんですが。

はい、それだけで。

○議長（関 民之輔君） 蒔田住民課長。

○住民課長（蒔田 功君） 肺炎球菌のご質問ですけれども、今回、明日から新しく定期接種ということで、これは5年かけて65歳の方全員が接種を受けられる制度でございます。ですので、これらについても地元医師会と綿密な打ち合わせをして、明日を迎えるわけでございます。

5年後、確かに効果が薄れてくるということもございますので、これらについては国のほうでも当面5年間ということで、全員を対象として実施するという方針が出たところでございますので、この中でまた新たな方針等がされるか、あるいはまたない場合には、それらも町としても検討していきたいと思っておりますので、現段階では、明日から始まる定期接種を確実に実施するというので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

○1番（本吉敏子君） はい。

○議長（関 民之輔君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

次に、8番、吉原成君。

○8番（吉原 成君） こんにちは、8番、吉原でございます。

早速ですが、今回の町長選では、非常に激しい戦いの末、清田町長が誕生いたしました。選挙期間中、いろいろと公約を掲げておりましたが、先ほどの所信表明とダブる面があるか

もしれませんが、もう少し具体的な内容をお聞きしたく、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

1点目に、保健、医療機関との連携で高齢者の生活を支えます、の中で、介護制度の充実と同居家族への支援とありますが、具体的には、今とどこをどのように変えるのか、お聞きしたいと思います。

2番目に、若者の定住促進の中で、マイホーム希望者支援事業の新設とありますが、具体的にはどのようなものを新設するのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、人と自然がつくる豊かな町づくりの中で、営農組合などの組織の育成と農地の有効利用とありますが、長柄町のこれからの農業を支えるには、営農組合のような組織をふやしていくことが必須と考えますが、それらには費用がかかります。国あるいは県から補助金をいただく手だてというのはあるのでしょうか、お聞きします。

4番目に、地域住民の共助によるふるさと再生と活性化の中で、旧水上小学校跡地の効果的な利用（企業誘致）とありますが、具体的にはどんな企業を誘致して、町の活性化につながられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 吉原議員の質問にお答えいたします。

1点目の、保健、医療機関との連携による高齢者の生活支援として、介護制度の充実及び同居家族の支援について、お答えいたします。

先ほど、所信でも触れましたが、高齢化の進展は、医療費、介護給付費の増加にもつながり、町財政を圧迫するだけでなく、町民の皆様の生活の満足度の低下にもつながります。

現在、介護予防事業では、ボランティアの皆様の協力を得て、出張介護予防教室を重点に進めています。この事業を始まりとして元気な高齢者のお力をおかりしながら、見守りや買い物、通院など町ぐるみの生活支援、すなわち地域包括ケアシステムの構築につなげてまいりたいと存じます。

2点目の、若者定住促進対策としてマイホーム希望者支援事業についてのご質問ですが、先ほど本吉議員さんのご質問にもありましたとおり、我が国の人口は減少社会に入り、多くの自治体ではこの対策に取り組んでいますが、顕著な成果は得られない状況であります。

しかしながら、長柄町の将来を見据え、自立した町として存続させるためには、本町に合

った最適な政策に取り組むことが重要だと考えております。

そこで、今回の選挙公約に掲げたマイホーム希望者支援事業ですが、昨年から実施している空き家バンクや空き家改修補助制度、また住宅リフォーム補助金制度を充実するとともに、近隣市町村の事例を参考にしながら、効果の高い手法を幅広く検討してまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと存じます。

3点目の、営農組合に対する補助金について、お答えいたします。

後継者不足や高齢化、また農業機械の買いかえに伴う農家離れによる耕作放棄地の拡大は、現状のままでは歯どめのきかない問題となっております。

営農組合は、集落を基礎として、土地利用、農作業の集積、機械施設の設備及び共同利用を通じて生産性の向上、稲作の大幅なコスト低減により農業経営の合理化を図り、農家の経営の安定を目的として、地域の担い手の育成または農地の集積と確実に町の農業に貢献しております。

町にとりましても、営農組合は、非常に重要であると考えておりますので、今後も組織に対する支援を積極的に推進してまいりたいと考えております。

ご質問の補助制度についてですが、具体的な補助などの支援につきましては、産業振興班長から補足説明させますので、よろしく願います。

4点目の、水上小学校跡地の利用についてのご質問でございますが、跡地については、小学校の統合の際の説明会においても、地域の方々から有効活用についての要望があり、また昨年12月にも議会を初め自治会長やPTAの役員の方々からも、署名を添えて要望があったところでございます。

町といたしましても、一日も早く優良な企業を誘致できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 営農組合に対します補助事業の内容について、ご説明をさせていただきます。

国の補助事業といたしましては、強い農業づくり交付金がございます。強い農業づくり交付金は、共同利用施設の整備に対する交付金でございます。事業費が5,000万円以上のものについて、2分の1の補助になります。

県の補助事業といたしましては、農産産地支援事業、水田集落営農支援事業及び飼料用

米・加工用米等流通加速化事業がございます。乾燥調製施設や機械の整備、フレコンバッグ出荷に対する施設整備を支援するものでございます。補助率につきましては、それぞれ3分の1以内ということになります。

最後に、町の補助事業といたしまして、農業団体振興事業補助金がございます。農業用作業場の建設費用及び農業用機械並びにその附帯施設に対し行うものでございます。実現可能な営農計画をもとに、500万円を限度額としております。

以上、申し上げたような補助事業がございますので、設立等の相談を含め、営農組合に対し、これからもできる限り支援をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 8番、吉原成君。

○8番（吉原 成君） どの内容につきましても、簡単には行かないという予測がされますが、長柄町民のため、ぜひ実現に向けて努力していただきたいと思えます。

私は、これで質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

○議長（関 民之輔君） 以上で吉原君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

休憩 午後 0時12分

再開 午後 1時15分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度長柄町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 平成26年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分をご報告申し上げ、承認を求めるものです。

本件は、8月24日執行の町長選挙と同時に執行が想定された町議会議員補欠選挙の経費110万円の補正であります。

この経費は、速やかな事務処理を要し、議会を招集するいとまがないと認められたため、平成26年7月25日付で専決処分をいたしました。

なお、この補正予算は、町議会議員の補欠選挙が執行されなかったため、投票用紙印刷の経費のほかは未執行となっております。

よろしく承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度長柄町一般会計補正予算（第2号））を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第7、議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、市町村が家庭的保育事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないことから、本条例を定めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉班長より補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度である子ども・子育て支援新制度が創設されました。

本制度は、従来異なる財源であった幼稚園と保育所の財源を一元化することや、地域型保育事業を創設するなど、子ども・子育て支援の実施主体を市町村とし、一層の充実を図るものであります。

家庭的保育事業等は、市町村による認可事業として児童福祉法に位置づけられた上で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなりました。その認可にかかわる設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

条例の制定については、国が示す基準を踏まえて町の基準を定めることとなります。国の示す基準には、従うべき基準と参酌すべき基準があり、これらの範囲内で町が決めることとなりますが、本町の対応方針としては、町として特別な事情や特性がないため、国の定める基準どおりのものを町の基準とさせていただくものでございます。

それでは、条例をご説明させていただきます。

まず、第1章、総則ですが、第1条から第2条までは、家庭的保育事業等の共通事項の基準を規定しています。主な項目ですが、趣旨、定義、保育所等との連携、職員の一般的要件、衛生管理等、食事、健康診断、帳簿等を規定しております。

第2章、家庭的保育事業、第22条から第26条では、家庭的保育事業の設備及び基準について規定するものです。家庭的保育事業を行う場所及び設備の基準、職員の配置、保育する乳

幼児の保育時間、保育の内容等を規定するものがございます。

第3章、小規模保育事業、第1節第27条では、小規模保育事業の区分について規定するものです。

第2節、小規模保育事業A型では、第28条から第30条まで、小規模保育事業A型の設備の基準、職員の配置、準用について規定するものです。

第3節、小規模保育事業B型では、第31条で職員の配置を規定し、第32条で第24条から第26条まで及び第28条を準用する規定です。

第4節、小規模保育事業C型では、第33条から第36条まで、小規模保育事業C型の設備の基準、職員の配置、利用定員、準用について規定するものです。

第4章、居宅訪問型保育事業では、第37条から第41条まで、居宅訪問型保育事業の保育の提供、設備、職員の配置、連携施設、準用について規定するものです。

第5章、事業所内保育事業では、第42条から第48条まで、事業所内保育事業の利用定員、保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業所の設備の基準、職員の配置、準用について規定するものです。

次に、附則ですが、第1条、施行期日であります。子ども・子育て支援法の附則の施行期日と連動させるもので、このような表現になりますが、平成27年4月1日からの施行を予定しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、去る9月25日、議会説明会においてご説明させていただいたところでありますことをあわせてご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第8、議案第2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならないことから、本条例を定めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉班長より補足させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるための条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例につきましても、先ほどご審議いただきました議案第1号同様、子ども・子育て支援新制度に伴い、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを規定するものです。

教育・保育施設である保育所や幼稚園に加え、新たに地域型保育事業が創設されました。また、学校教育法等の認可等を受けていることを前提に、施設事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設事業として確認し、給付による財政支援の対象となる確認制度が新たに始まることから、その運営に関する基準を定めるものです。

町が定める基準については、議案第1号同様、本町として特別な事情や特性がないため、国の定める基準どおりのものを町の基準とさせていただくものでございます。

主な項目を説明いたします。

まず、第1章、総則であります。第1条から第3条で条例の趣旨、条例における用語、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業双方に共通な一般原則を定めたものです。

第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準の第1節第4条では、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準を定めるものです。内容は、認定こども園及び保育所の利用定員の数は20人以上といたします。

第2章第2節、運営に関する基準について、第5条から第34条まで規定するものです。利用開始に関する基準、教育・保育の提供に関する基準、管理運営に関する基準で構成されております。

第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準、第1節第37条では、特定地域型保育事業の定員に関する基準を定めるものです。事業の利用定員は、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型は6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は1人とします。

第3章第2節では、運営に関する基準について、第38条から第50条まで規定するものです。本節は、特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものですが、基本的には第2章第2節の特定教育・保育施設の運営に関する基準と同様、または準用するものでございます。

次に、附則の施行期日ですが、法の施行日と連動させるもので、このような表現になりますけれども、議案第1号同様、平成27年4月1日から施行を予定しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、議案第1号と同様、9月25日の議会説明会において説明させていただいたものでありますことをあわせてご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 2 号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第 9、議案第 3 号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第 3 号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、市町村が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないことから、本条例を定めるものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉班長より補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明させていただきます。

本条例案は、放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連 3 法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることになりました。

町が定める基準については、先ほどの2議案と同様、本町として特別な事情や特性がないため、国の定める基準どおりのものを町の基準とさせていただくものでございます。

主な項目の説明をいたします。

第5条では、事業の一般原則を規定するものです。

第9条では、設備の基準を定めるもので、専用区画を設け、その面積基準、あわせて衛生及び安全の必要性を規定するものです。

第10条では、放課後児童支援員の配置人数及び資格の要件単位の適正規模を規定するものです。支援員は、支援の単位、1クラスごとに2人以上としますが、1人は補助員をもってこれにかえることができます。支援員は、本条第3項第1号から第9号に該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者と定めます。同条第4項にて、児童の集団の規模はおおむね40人以下と定めます。

第18条では、開所時間及び日数を規定するものです。小学校の休業日においては、1日につき8時間以上、休業日以外においては1日につき3時間以上と定めます。開所日数は、250日以上を原則とします。

次に、附則ですが、第1条、施行期日ですが、議案第1号、第2号同様、法の施行日と連動させるもので、このような表現になり、同じく平成27年4月1日からの施行を予定しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、本条例案も先ほどの2つの議案同様、議会説明会において説明させていただいたものでありますので、あわせてご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第10、議案第4号 長柄町立こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 長柄町立こども園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年12月13日に公布され、本年10月1日から施行されます。

今回の改正により法の題名が改められることから、長柄町立こども園条例別表第1に引用している「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものです。

よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町立こども園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第11、議案第5号 長柄町農民研修館設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 長柄町農民研修館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例については、昭和52年、国庫補助事業により、農業の発展と農業後継者等の健全な育成を図る場所として設置いたしましたが、農民研修館の利用目的が達成したことや、建築から36年が経過し老朽化したことに伴い、取り壊しを行うこととなったため、条例の廃止を提案するものでございます。

なお、この跡地については、整地し、地権者である六地藏共有地会等にお返しすることといたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町農民研修館設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、原案

のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第12、議案第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員でありました青木博一氏が、一身上の都合により本年7月31日をもって退任されました。

今回、その後任として、長柄町大津倉260番地、篠田孝行氏を推薦するものであります。

篠田氏は、教職員として33年間勤務され、この間、長柄町立日吉小学校教頭、長生村立八積小学校校長などを歴任され、また千葉県教育委員会及び長柄町教育委員会では、生涯学習の振興に努められ、広く社会の実情に精通し、人格、識見ともにすぐれた方であります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求め、推薦をするものであります。

○議長（関 民之輔君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第13、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員にて任期3年で選任しております。

このうち、現職の委員であります平野和男氏が、本年10月28日で残任期満了となりますが、引き続き委員に選任したくご提案申し上げるものであります。

平野氏は、町内、地域の状況に広く精通されており、また人格、識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

○議長（関 民之輔君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時55分といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時56分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号～議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第14、議案第7号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第8号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第10号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第3号）、議案第8号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第9号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第10号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ではありますが、6,284万7,000円を追加し、補正後の予算総額を35億8,143万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、社会保障・税番号制度が平成28年4月1日から施行されるため、この制度を円滑に運用するための準備にかかわる経費の追加、長生郡市広域市町村圏組合の職員退職手当負担金の減、また人事異動に伴う人件費の調整を各款項目にわたり行うものであります。

また、款別で主なものを申し上げますと、総務費では、旧三島野保育所、農民研修館の借地を地権者に返還するための施設取り壊しの経費、固定資産税修正申告に伴う還付金、民生費では、平成25年度障害者自立支援給付費等の額の確定による国庫負担金の返還、衛生費で

は、水痘予防接種が10月から定期接種となるための事業費、農林水産業費では、千葉県鳥獣被害防止対策協議会への補助金、林道篠網線補修工事、土木費では、町道1297号線舗装補修工事、教育費では、給食センターの温水製造装置更新工事、消防費では、道脇寺自治会内にある防火水槽の設置工事の追加です。

これらの経費の充当財源といたしまして、地方交付税及び繰越金を充当するものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は4,070万円の増額で、補正後の予算総額は10億8,710万円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、療養給付費、高額療養費の負担金の増加、平成25年度療養給付費交付金等の額の確定による返還金の追加です。歳入では、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金の増減はありますが、主に繰越金を充当財源といたします。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、補正額は904万6,000円の増額で、補正後の予算総額は7億54万6,000円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、平成25年度介護給付費負担金等の確定による負担金の返還金の追加であります。この経費の財源といたしまして、繰越金を充てるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、補正額は9万9,000円の増額で、補正後の予算総額は6,779万9,000円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、番号制度対応に伴うシステム改修等の事務経費の追加であります。この経費の充当財源として、一般会計から繰入金金を充当いたします。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 議案第7号 一般会計補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きください。

まず、歳出の内容から申し上げます。

2款1項1目一般管理費、3節職員手当142万円の減は、人事異動に伴うものでございます。以降、3節職員手当にかかわるものは同様の理由でございますので、説明を省かせてい

たきます。

9 節旅費35万9,000円の増は、宮城県山元町への派遣職員にかかわるものでございます。

13節委託料の188万円の増は、行政不服審査法関連3法に関する業務と共済組合制度変更にかかわる人事給与システムの対応費用でございます。

14節使用料及び賃借料10万円の増は、山元町への職員派遣に伴う高速道路代金でございます。

19節負担金及び交付金129万1,000円の減は、広域市町村圏組合への退職手当負担金が減になったことによるものでございます。以降、広域市町村圏組合の負担金の減は、同様の理由でございますので、説明は省略させていただきます。

2 款 1 項 3 目防災対策費、13節11万1,000円の増は、関東総合通信局による検査に伴う経費でございます。

27節公課費1万3,000円の増は、電波利用料の改定に伴うものでございます。

2 款 1 項 4 目財政管理費、13節10万8,000円の増は、総合振込依頼書等の出力のためのシステムの更新業務でございます。

2 款 1 項 6 目財産管理費、11節需用費、印刷製本費430万円の増は、町制60周年記念要覧作成経費としてのものでございます。同修繕料50万円の増は、消防設備の修繕でございます。

15節工事請負費の1,661万円の増のうち、1,630万円は旧三島野保育所、農民研修館の解体工事費用でございます。三島野保育所は、ながらこども園の開園と同時に閉所いたしました。その後、NPO法人のもとに、里山をテーマにした森の駅が運営されておりましたが、このたび平成25年度末をもって、この森の駅の運営が取りやめとなりました。旧三島野保育所の敷地は、町が借り入れていたものでございまして、このたび農民研修館とあわせて取り壊し、原状回復して土地を地権者にお返しするためのものでございます。

また、ライブカメラ用ルーター設置工事は、ライブカメラを長柄ダム湖畔に設置いたしまして、24時間365日、インターネットを通じまして、長柄ダム周辺を見ることができるよういたします。春には、桜の開花情報、冬の降雪時には、長柄町北部の降雪状況が確認できるなどの情報が発信できるようにいたします。

8 ページをごらんください。

2 款 1 項 9 目諸費、18節備品購入費24万5,000円の増は、防災指導員11名に青色回転灯を貸与し、防犯啓発を行うものでございます。

2 款 1 項11目社会保障・税番号制度事業費、これはいわゆるマイナンバー制度にかかわる

ものですが、今回新たに設けた目でございます。

13節委託料399万6,000円は、マイナンバー制度導入に伴う対応業務でございます。

19節負担金及び交付金の66万3,000円の増は、地方公共団体情報システム機構への負担金であります。

以降、各項目に計上されております13節のマイナンバー制度にかかわるものは、説明を省かせていただきます。

2款2項2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料367万円は、固定資産税の過誤納付還付金でございます。

続きまして、9ページでございます。

3款1項1目社会福祉総務費、19節補助金の235万1,000円の増は、町社会福祉協議会への人件費等の補助金によるものでございます。

3目障害者福祉費、23節償還金利子及び割引料551万8,000円の増は、平成25年度の障害者自立支援給付費等の事業費確定に伴う返還金でございます。

5目、7目、8目は、各特別会計への繰り出しでございます。

3款1項6目福祉センター費、11節需用費の修繕料64万9,000円は、雑排水の排水ポンプ等の修理費用でございます。

10ページでございます。

3款2項1目児童福祉総務費の、13節委託料67万円のうち51万9,000円は、児童手当システムの改修分の経費でございます。

4款1項2目予防費、13節委託料では、この10月から水痘、いわゆる水ぼうそうの予防接種が定期接種となるための経費245万6,000円の追加であります。また、がん検診推進事業で36万8,000円減額となるものは、クーポン券の作成の経費が減となるためでございます。

23節償還金利子及び割引料36万3,000円は、平成25年度療育医療給付事業の事業費確定に伴う国庫補助金の返還金でございます。

4目環境衛生費、18節備品購入費19万5,000円は、現有の騒音計の基盤がふぐあいとなったために、買いかえするための費用でございます。

11ページでございます。

19節補助金10万円は、不燃物ステーションの設置補助金分でございます。

5款1項1目農業委員会費、13節委託料では、農地集約化のための計画の作成業務と制度改正に伴う農地台帳システムの更新業務として、91万8,000円を追加するものでございます。

3目農業振興費、19節補助金330万4,000円の費用のうち、130万円は鳥獣被害防止対策協議会へイノシシ用のわな購入費用などとして、また経営体育成支援事業として、水上第2営農組合へ農業機械の整備費用といたしまして200万4,000円補助するものでございます。ちなみにこの200万4,000円の補助金は、全額県からの補助金でもあります。

4目農業基盤整備費、15節工事請負費では、高山地区の揚水機場のポンプが、経年劣化によりまして機能が落ちているための交換工事で、226万8,000円でございます。

5目都市農村交流事業費、13節委託料の48万8,000円は、本年2月の大雪で壊れた昆虫ドームの再建のための設計費用としてのものでございます。

5款2項1目林業振興費、15節工事請負費200万円は、林道篠網線ののり面崩壊箇所の補修工事でございます。工法はブロック積みを予定しております。

12ページでございます。

7款1項1目土木総務費、13節委託料の21万4,000円の増は、土地の登記業務によるものでございます。

7款2項1目道路維持費、11節需用費、修繕料72万円は、高山地先などでの道路照明設備の修繕でございます。球切れ交換の際に、LED化するものでございます。

13節委託料399万円では、通学路をメインとした支障樹木の伐採費用と、三沢地先の町道3137号線の用地路線測量を行うものでございます。

15節工事請負費では、秋元牧場地先を縦断しております町道1297号線の舗装補修と、刑部地先の町道3136号線への道路びょうの設置工事であります。このびょうは、チャッターバーでございまして、車の速度を落とさせること、また車線外への逸脱を防ぐ目的で設置するものでございます。

7款4項1目住宅管理費、11節需用費、修繕料110万円は、日吉団地鶉谷住宅の浄化槽の鉄ぶた枠の交換のためのものでございます。

13節委託料36万6,000円は、日吉団地鶉谷住宅7号棟付近の樹木の伐採費用でございます。13ページをお願いいたします。

8款1項2目非常備消防費、15節工事請負費710万円の増は、道脇寺自治会内にある防火水槽の設置費用680万円と、長柄山自治会の火の見やぐらの撤去にかかわるものが30万円でございます。

9款1項2目事務局費、13節委託料48万6,000円につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴う例規整備のためのものでございます。

9款4項3目文化財保護費、11節需用費、修繕料45万3,000円は、史跡長柄横穴群資料館遠隔監視カメラの修繕でございます。

9款5項2目武道館費、11節需用費、修繕料29万5,000円は、武道館の屋根などの修繕でございます。

9款5項3目給食施設費、15節工事請負費105万4,000円は、温水製造装置の更新工事でございます。

次に、歳入でございますけれども、6ページにお戻り願いたいと思います。

10款1項1目1節地方交付税2,876万6,000円の増、12款2項1目1節農林水産業分担金128万4,000円は、高山地区の揚水機場のポンプ交換工事の地元負担金でございます。

14款2項6目1節社会保障・税番号制度事業補助金330万9,000円は、いわゆるマイナンバー制度にかかわる事業の国の補助金でございます。

15款2項4目1節農業費補助金は、経営体育成支援事業等の県補助金でございます。

これらの財源になお不足するものは、19款1項1目1節の前年度繰越金2,625万5,000円を充当するものでございます。

以上、一般会計でございました。

次に、議案第8号 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の補足説明でございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金及び交付金の2,793万1,000円の増は、今年度の実績から年度末見込みを推計したものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費538万8,000円の増は、同様に実績値から今年度末の推計をし、算出したものでございます。

8ページでございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金及び交付金171万円の減は、負担金が確定いたしましたので、未執行となる分を今回減額するものでございます。

9ページでございます。

8款1項1目特定健康診査事業費、11節需用費、印刷製本費の99万1,000円の減は、ウオーキングマップ作成費を今回減額するものでございます。

13節委託料の189万3,000円の増は、特定健診未受診者対策事業といたしまして、11節で減額しましたウオーキングマップの作成費をこの13節で再度計上いたしまして、あわせて健康講習会等開催するなど、事業項目をふやした中で、健診未受診者対策を充実させるものでござ

ございます。

10款1項3目償還金、23節では、25年度実施事業の実績から、負担金や補助金の返還を行うものでございます。814万4,000円でございます。

次に、歳入でございますけれども、6ページをごらんください。

4款2項1目財政調整交付金、1節特別調整交付金90万2,000円は、特色ある先駆的事业にかかわる交付金の増でございます。

5款1項1目1節現年度分806万円は、支払基金から額の内示のあったものでございます。また、2節過年度分152万円につきましても、同様に確定のあった数字になります。

以上、不足分につきましては、11款1項2目1節その他繰越金の前年度繰越金4,944万6,000円を充てるものでございます。

次に、議案第9号 介護保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

7ページをごらんください。

歳出でございます。

主なものといたしまして、5款1項2目償還金、23節償還金854万7,000円でございますが、これは平成25年度事業費確定に伴う各種返還金の増でございます。

6ページをごらんください。

歳入では、7款1項4目2節事務費繰入金23万8,000円と、8款1項1目1節繰越金880万8,000円を充てるものでございます。

次に、議案第10号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

7ページをごらんください。

歳出の1款1項1目一般管理費、13節委託料4万4,000円は、番号制度に伴うシステム改修に要する経費と、1款2項1目徴税費、1節需用費、印刷製本費の5万5,000円は、督促状の印刷でございます。

歳入は、3款1項1目1節事務費繰入金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

5番、山根君。

○5番（山根義弘君） それでは、まず一般会計の補正予算のほうなんですけれども、8ペー

ジです。

2款2項2目23節、先ほどの説明の中で過誤納付還付金ということで、固定資産のという話ですが、この理由をちょっと教えていただきたいというのが一つでございます。

それと、次のページ、9ページの3款1項1目19節でございます。社会福祉協議会への補助金が増になっているんですが、この理由を教えていただきたいと思います。

次に、11ページです。

5款1項3目の19節、先ほどの説明の中で、鳥獣被害防止対策協議会130万円ということで、イノシシのわなということだったんですが、このわなの数量を教えていただきたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計補正予算のほうでございます。9ページになります。

8款1項1目の11節と13節なんですが、まず11節、99万1,000円の減ということで、ウオーキングマップの作成という話だったんですが、その減の理由、それとその減をした部分が今度は13節の委託料のほうへという話も聞いておるんですけれども、この特定健診未受診者対策事業というのは、具体的にはどんなことなのかを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、1つ目の過誤納付還付金につきまして、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、本町にございます法人におきまして、固定資産税のうち、償却資産における修正申告がなされたところでございます。内容を確認いたしますと、本来償却資産として計上すべきものとは別の修繕工事や、町外にある土地において行った工事費等が計上されておることが判明いたしました。

こちらにつきましては、本来、税法によりまして、1月31日までに納税者が責任を持って申告するというようになっておりますので、その内容について審査した上で、賦課決定をすべきところではございますが、ちょうど申告等の繁忙期にその申告がなされることから、十分な審査がなされていなかったのではないかとというふうに思料されます。

今回、見直しいたしましたところ、先ほど申し上げたように誤りが確認できましたので、納付日にさかのぼりまして還付するところではございますが、この還付期間につきましては、税法の第17条の5の規定によりまして、法定の期限の翌日から起算して5年を経過した日以降についてはその賦課決定ができない、要するに更正ができないということになりますので、

その5年間でさかのぼり、還付するものでございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 3款1項1目社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金、長柄町社会福祉協議会への補助金でございます。

この主なものでございますけれども、社会福祉協議会の現在の局長は、町の職員が兼ねてといますか、行っているわけですが、実はその局長が、体のほうがぐあいが悪くなりまして、この春から手術、また長期療養休暇ということで、社会福祉協議会の局長が不在となりました。

そういうことで、局長を補うということで、これは町職員のOBでございますけれども、その方を局長代理ということで、急遽臨時職員として採用いたしましたものでございます。今回、その局長代理に係る人件費が主なものでございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 5款1項3目の農業振興費、こちらの鳥獣被害防止対策協議会への補助金の中で、今回イノシシ用の箱わなが何基かということではございますけれども、今回10基を購入予定としております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 国民健康保険特別会計の印刷製本費の、ウォーキングマップにつきましては、今までダム周辺を案内するマップを作成しておりましたけれども、今回新たに徳増史跡を、横穴を見学するコースを新たにマップとしてつくったものでございます。

さらに、特定健診未受診者の対策事業につきましては、それとあわせて、はがきによる勧奨を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

4番、星野君。

○4番（星野一成君） 星野です。

私のほうからは、一般会計の歳出について、ご質問を1点だけさせていただきます。

款目で言うと、2の1の6の11です。ページ数では7ページでございます。

印刷製本費ということで、町制60周年記念、430万円というようなことで計上されておりますけれども、記念誌はどのくらいの規模で、何冊ぐらい製本するものか、教えていただければと思います。

○議長（関 民之輔君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 記念誌につきましては、各家庭に1部行く予定で計画しております。記念誌といいますか、長柄町の要覧でございます。町政要覧。

町政要覧でございます。ページ数につきましては、今までと同様程度のページ数でございます。おおむね3,300部程度を予定しております。

よろしいでしょうか。

○4番（星野一成君） 今まで、長柄町史という言い方をしている。

○財政管財班長（石井正信君） いや、やはり要覧という形に出しています。

○4番（星野一成君） わかりました。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 平成26年度長柄町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成26年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 民之輔君） 日程第15、議案第11号 平成25年度決算認定について、報告第1号 平成25年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも平成25年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第11号 平成25年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につき

認定を賜りたく、その内容について説明を申し上げます。

平成25年度各会計につきましては、本年5月末日を持って出納閉鎖いたしました。その決算関係書類は、8月1日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出されました。よって、同条第2項の定めるところにより、8月27日、28日、29日の3日間にわたり町監査委員に審査をお願いいたしました。

その結果、別冊のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付し、本議会の認定に付するものであります。

その概要を申し上げますと、まず一般会計の決算額では、歳入総額37億7,296万5,779円、歳出総額34億1,123万9,070円で、歳入歳出差引残額は3億6,172万6,709円です。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額11億9,415万8,051円、歳出決算額10億9,878万4,350円で、歳入歳出差引残額は9,537万3,701円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額5,265万6,518円、歳出決算額5,250万9,627円で、歳入歳出差引残額は14万6,891円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額6億9,977万4,962円、歳出決算額6億4,996万1,116円で、歳入歳出差引残額は4,981万3,846円であります。

次に、浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額6,146万5,150円、歳出決算額6,136万5,840円で、歳入歳出差引残額は9万9,310円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額6,357万6,644円、歳出決算額6,273万4,519円で、歳入歳出差引残額は84万2,125円であります。

本町における各会計の決算総額は、歳入で58億4,459万7,104円、歳出で53億3,659万4,522円となります。歳入歳出差引残額は5億800万2,582円であります。

なお、各会計の歳計余剰金は、一般会計から財政調整基金に1億円を繰り入れますが、そのほかは全額を平成26年度へ繰り越すものであります。

以上で、平成25年度各会計の決算についてご報告を申し上げますが、詳細につきましては、財政管財班長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

次に、関連がございますので、報告第1号 平成25年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準、早

期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、この基準を超えると、地方公共団体は健全化のための計画を作成し、行財政上の措置を講じなければなりません。

この基準のうち、健全化判断比率については4つの指標であらわされますが、本町は、いずれも国の定める基準以下でした。その内容は、地方債の準元利償還金の減少や基金残額の増額などにより平成24年度より改善したものになっております。

次に、資金不足比率でございますが、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見書を付して報告するものです。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） それでは、議案第11号 平成25年度各会計決算につきまして、補足説明を申し上げます。

歳入は、収入済額を、歳出は、支出済額を説明させていただきます。

それでは、お手元の決算書の6ページをお開き願いたいと思います。

一般会計歳入決算でございます。

1 款町税の計12億5万568円、1 項町民税4億938万4,290円、2 項固定資産税7億2,150万4,256円、3 項軽自動車税1,920万5,550円、4 項町たばこ税4,995万6,472円、5 項入湯税ゼロ円。

2 款地方譲与税の計6,135万円、1 項地方揮発油譲与税1,874万3,000円、2 項自動車重量譲与税4,260万7,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金158万1,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金300万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金552万1,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金7,632万3,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金4,765万3,516円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金2,736万5,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金108万8,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税9億8,027万9,000円。内訳は、普通交付税8億6,817万5,000円、特別交付税1億1,205万5,000円、震災復興特別交付税4万9,000円でございます。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金213万円。

12款分担金及び負担金の合計2,398万8,830円、1項負担金2,326万830円、2項分担金72万8,000円。

13款使用料及び手数料の計6,417万7,954円、1項使用料5,889万1,474円、2項手数料528万6,480円。

14款国庫支出金の計2億4,439万557円、1項国庫負担金1億1,867万1,316円、2項国庫補助金1億2,306万8,000円、3項委託金265万1,241円。

15款県支出金の計2億5,513万6,184円、1項県負担金7,426万9,485円、2項県補助金1億6,230万6,329円、3項委託金1,856万370円。

16款財産収入の計2,543万9,864円、1項財産運用収入1,147万1,281円、2項財産売却収入1,396万8,583円。

17款寄附金、1項寄附金19万円。

18款繰入金の計161万3,533円、1項基金繰入金ゼロ円、2項特別会計繰入金161万3,533円。

19款繰越金、1項繰越金3億2,017万4,331円。

20款諸収入の計1億2,710万4,442円、1項延滞金加算金及び過料432万985円、2項町預金利子15万3,354円、3項雑入1億2,263万103円。

21款町債、1項町債3億440万円。

以上、歳入合計、予算現額38億3,264万2,000円、調定額38億8,682万2,849円、収入済額37億7,296万5,779円、不納欠損額791万4,152円、収入未済額1億594万2,918円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

一般会計歳出決算について説明いたします。

1款議会費、1項議会費7,423万4,093円。

2款総務費計6億2,301万114円、1項総務管理費5億402万8,164円、2項徴税費7,630万4,098円、3項戸籍基本台帳費3,578万1,570円、4項選挙費608万2,590円、5項統計調査費30万9,023円、6項監査委員費50万4,669円。

3款民生費計7億1,460万367円、1項社会福祉費4億7,239万5,906円、2項児童福祉費2億4,220万4,461円、3項災害救助費ゼロ円。

4款衛生費、1項保健衛生費3億6,773万2,870円。

5款農林水産業費の計1億2,576万3,868円、1項農業費1億2,461万4,288円、2項林業費114万9,580円。

6 款商工費、1 項商工費4,547万6,116円。

7 款土木費計 5 億1,627万9,000円、1 項土木管理費 1 億8,851万6,635円、2 項道路橋梁費 2 億9,678万9,642円、3 項河川費806万4,000円、4 項住宅費2,290万8,723円。

8 款消防費、1 項消防費 1 億4,703万6,350円。

9 款教育費計 2 億6,397万374円、1 項教育総務費4,329万8,459円、2 項小学校費5,282万7,328円、3 項中学校費3,849万722円、4 項社会教育費4,412万8,461円、5 項保健体育費 8,522万5,404円。

10 款災害復旧費計1,437万2,690円、1 項農林水産施設災害復旧費53万4,900円、2 項公共土木施設災害復旧費1,383万7,790円。

11 款公債費、1 項公債費 3 億5,410万8,358円。

12 款諸支出金計 1 億6,465万4,870円、1 項普通財産取得費ゼロ円、2 項基金費 1 億6,465万4,870円。

13 款予備費は、12 款 2 項 1 目基金費へ 4 万5,000円充用いたしました。

歳出合計では、予算現額38億3,264万2,000円、支出済額34億1,123万9,070円、翌年度繰越額は 3 億3,976万5,000円で、その内訳は、2 款 1 項総務管理費において、地上デジタル放送無線共聴施設設置事業の繰り越し 3 億2,000万円、3 款 2 項児童福祉費において、子育てシステム適用業務で324万円、7 款 2 項道路橋梁費において、社会資本整備総合交付金事業で730万円、仮称茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業での922万5,000円の繰り越しでございます。

不用額は8,163万7,930円、歳入歳出差引残額は 3 億6,172万6,709円、そのうち 1 億円を財政調整基金へ繰り入れし、残額の 2 億6,172万6,709円を平成26年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、14 ページをお開き願いたいと思います。

平成25年度国民健康保険特別会計歳入決算でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 2 億8,768万6,239円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金 1 万円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料 7 万4,900円。

4 款国庫支出金 2 億3,689万956円、1 項国庫負担金 1 億9,601万6,956円、2 項国庫補助金 4,087万4,000円。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費交付金6,268万3,796円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 2 億5,738万3,227円。

7 款県支出金5,721万9,021円、1 項県負担金533万5,021円、2 項県補助金5,188万4,000円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 1 億2,100万5,248円。

9 款財産収入、1 項財産運用収入4,969円。

10款繰入金6,504万9,234円、1 項他会計繰入金6,504万9,234円、2 項基金繰入金ゼロ。

11款繰越金、1 項繰越金 1 億138万9,864円。

12款諸収入476万597円、1 項延滞金加算金及び過料の270万9,280円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入205万317円。

歳入合計では、予算現額11億3,206万2,000円、調定額12億8,089万3,778円、収入済額11億9,415万8,051円、不納欠損額1,629万7,454円、収入未済額7,043万8,273円でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款総務費2,685万4,412円、1 項総務管理費2,482万7,063円、2 項徴税费191万8,649円、3 項運営協議会費10万8,700円。

2 款保険給付費 7 億4,180万2,620円、1 項療養諸費 6 億5,377万7,726円、2 項高額療養費8,157万3,884円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費580万1,010円、5 項葬祭諸費65万円。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金 1 億3,394万9,071円。

4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金13万4,754円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金5,380円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金6,512万6,480円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金9,430万2,443円。

8 款保健事業費1,375万2,412円、1 項特定健康診査事業費1,092万2,273円、2 項保健事業費280万139円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金581万2,969円。

10款諸支出金1,704万3,809円、1 項償還金及び還付加算金1,704万3,809円、2 項延滞金ゼロ円。

11款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額11億3,206万2,000円、支出済額10億9,878万4,350円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額3,327万7,650円でありました。歳入歳出差引額は9,537万3,701円で、全額を平成26年度へ繰り越しいたします。

続きまして、20ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計の歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金60万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,132万3,161円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,060万円。

4 款繰越金、1 項繰越金13万2,057円。

5 款諸収入、1 項預金利子1,000円、2 項雑入ゼロ円、3 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

歳入合計では、予算現額5,323万7,000円、調定額5,323万2,053円、収入済額5,265万6,518円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額57万5,535円でございます。

引き続きまして、21ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款事業費、1 項管理費1,631万247円。

2 款公債費、1 項公債費3,619万9,380円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額5,323万7,000円、支出済額5,250万9,627円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額72万7,373円、歳入歳出差引残高は14万6,891円で、全額を26年度へ繰り越しいたします。

続きまして、26ページをお開きください。

介護保険特別会計歳入決算でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億2,156万9,400円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料6,250円。

3 款国庫支出金 1 億5,344万1,780円、1 項国庫負担金 1 億1,450万円、2 項国庫補助金 3,894万1,780円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 1 億8,133万9,678円。

5 款県支出金9,351万9,390円、1 項県負担金9,272万5,000円、2 項財政安定化基金支出金ゼロ円、3 項県補助金79万4,390円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入ゼロ円。

7 款繰入金 1 億643万7,390円、1 項一般会計繰入金 1 億643万7,390円、2 項基金繰入金ゼロ円。

8 款繰越金、1 項繰越金4,330万6,524円。

9 款諸収入15万4,550円、1 項延滞金加算金及び過料 9 万7,750円、2 項預金利子1,000円、

3項貸付金元利収入ゼロ円、4項雑入5万6,000円。

10款町債ゼロ円。

歳入合計では、予算現額6億6,536万9,000円、調定額7億558万2,362円、収入済額6億9,977万4,962円、不納欠損額155万300円、収入未済額425万7,100円でございます。

続きまして、27ページをごらんください。

歳出決算でございます。

1款総務費、1項総務管理費2,702万8,062円。

2款保険給付費6億1,461万7,246円、1項介護サービス諸費6億188万5,412円、2項高額サービス費1,273万1,834円。

3款地域支援事業費334万1,618円、2項介護予防事業費160万7,918円、2項包括的支援事業任意事業費173万3,700円。

4款基金積立金ゼロ円。

5款諸支出金497万4,190円、1項償還金及び還付加算金336万657円、2項繰出金161万3,533円。

6款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額6億6,536万9,000円、支出済額6億4,996万1,116円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,540万7,885円となっております。

歳入歳出差引残高は4,981万3,846円で、全額平成26年度へ繰り越しいたします。

続きまして、32ページでございます。

浄化槽事業特別会計歳入決算でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金200万円。

2款使用料及び手数料、1項使用料1,694万7,350円。

3款国庫支出金、1項国庫支出金370万7,000円。

4款県支出金、1項県補助金166万2,000円。

5款繰入金、1項一般会計繰入金2,565万円。

6款繰越金、1項繰越金8万4,563円。

7款諸収入11万4,237円、1項預金利子1,000円、2項雑入11万3,237円、3項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

8款町債、1項町債1,130万円。

歳入合計では、予算現額6,329万4,000円、調定額6,150万9,512円、収入済額6,146万5,150

円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額 4 万 4,362 円でございます。

続きまして、33 ページをごらんください。

歳出決算でございます。

1 款事業費 4,817 万 1,722 円、1 項管理費 2,764 万 8,998 円、2 項工事費 2,052 万 2,724 円。

2 款公債費、1 項公債費 1,319 万 4,118 円。

3 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額 6,329 万 4,000 円、支出済額 6,136 万 5,840 円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額 192 万 8,160 円となっております。

歳入歳出差引残額は 9 万 9,310 円で、全額を 26 年度へ繰り越いたします。

続きまして、38 ページでございます。

後期高齢者医療特別会計歳入決算でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料 4,313 万 300 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 2,250 円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金 1,963 万 6,581 円。

4 款繰越金、1 項繰越金 52 万 8,913 円。

5 款諸収入 27 万 8,600 円、1 項延滞金加算金及び過料 9,800 円、2 項償還金及び還付加算金 18 万 9,000 円、3 項預金利子 1,000 円、4 項雑入 7 万 8,800 円。

歳入合計では、予算現額 6,451 万 4,000 円、調定額 6,364 万 8,044 円、収入済額 6,357 万 6,644 円、不納欠損額 900 円、収入未済額 7 万 500 円でございます。

続きまして、39 ページでございます。

歳出決算でございます。

1 款総務費 123 万 1,738 円、1 項総務管理費 79 万 7,143 円、2 項徴収費 43 万 4,595 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金 6,131 万 3,781 円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 18 万 9,000 円、2 項繰出金ゼロ円。

4 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額 6,451 万 4,000 円、支出済額 6,273 万 4,519 円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額 177 万 9,481 円となっております。歳入歳出差引残額は 84 万 2,125 円で、全額を平成 26 年度へ繰り越いたします。

以上で、各会計の決算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（関 民之輔君） ここで、監査委員から監査報告があります。

監査委員、風戸不二夫君にお願いいたします。

○監査委員（風戸不二夫君） 監査委員の風戸でございます。

それでは、平成25年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条の規定により、平成25年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を8月27日、28日、29日の3日間、星野委員と監査を行いました。

審査は、平成25年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに関係帳簿書類をもって実施いたしました。

次に、審査の主眼ですが、1、一般会計及び特別会計の決算に当たりましては、計数が正確であるか、2、予算は議決の本旨にのっとり、有効性、経済性、また効率性の観点から、適正に執行されているか、3、行政事務は関係諸法令にのっとり執行されているか、これら3点に留意し、あわせて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出全般についての予算執行も適正に処理され、その執行実績についても目的に沿い、住民の福祉の向上が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、おのおの調書の計数と財産台帳、備品台帳、預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、財政面での厳しい状況を踏まえ、事務事業を実施するに当たってはさらなる計画的な財政運営が図られるよう、また、歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されているが、引き続き管理には万全を期するよう努められたいとの審査意見といたしました。

決算規模を前年度と比較すると、歳入歳出とも決算額は増となっております。昨今の経済状況を鑑みると、地方財政の維持向上は困難を極めるとは思いますが、町税の収納率については向上はしておりますが、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、さらに積極的な滞納整理等により、収納率向上に努められるよう意見し、また財産運用に関し

ては無駄のない支出、効果的な施策及び費用対効果の向上に努められるよう意見いたしました。

毎年ローリング方式により実施している実施計画の見直しも近いことから、これらを機会に、行財政運営の指針をいま一度見直していただければ、より一層健全な財政状況になると思われまます。

また、現地調査として史跡長柄横穴群を調査し、適正に管理されていることを確認いたしました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます決算意見書をごらんになっていただきたいと存じます。

次に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率、及び一般会計と各特別会計を合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、昨年度と同様に該当がございません。

実質公債費比率につきましては、一部事務組合の地方債の償還に充てた負担金である準元利金償還の減少に伴い、前年度に比べ0.7%減の8.6%となりました。

また、将来負担比率につきましては、地方債現在高の減少と将来負担額に対しての充当可能な基金の増により37.6%となり、いずれの数値も前年度より向上していると同時に、早期健全化基準より低い数値となっていることから、本町においては健全な財政運営がなされていると認められました。

今後、引き続き健全な財政運営をお願いし、決算監査報告といたします。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

続きまして、議案第11号 平成25年度決算認定について、総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりますは、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

5番、山根君。

○5番（山根義弘君） それでは、最初に一般会計のほうからでございます。

6ページでございます。

1款1項町民税、そして2項の固定資産税のところでございます。

これの不納欠損額と収入未済額のところなんですけれども、1項、2項において、対前年度比で不納欠損額が増となっているわけなんですけれども、その理由ですね。また、収入未済額がやはり対前年度比で減少しているんですが、その理由、これは恐らく収納に当たって担当者が頑張ってくれたおかげかなと思うんですが、確認をしたいと思います。

それと、7ページの20款3項雑入のところなんですけれども、収入未済額が242万8,500円になっているんですけれども、この主なものというのは、前年度の給食費です、それが主なものだと思います。その滞納件数とその理由、それともう一つ、職員手当返還金、これも主なものであると思うんですが、その理由をお聞きしたいと思います。

それと、国民健康保険特別会計です。こちらについては、14ページ、1款1項国民健康保険税のところなんですけれども、これについても、やはり不納欠損額と収入未済額のところですが、対前年度比で収入未済額が大幅な減となっております。まさに徴収事務の評価されるところだろうというふうに考えますが、その反面、不納欠損額が増になってしまっております、これは対前年度比です。その理由がわかったら、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） それでは、まず一般会計の町税の不納欠損及び収入未済額につきまして、前年比についてご説明申し上げます。

申しわけございません、不納欠損につきましては、ご承知のとおり、地方税法の第15条の7及び第18条によりまして、不納欠損を行っているところでございますが、第15条の7につきましては、処分する財産がない、または処分したことで生活が困窮してしまう、さらには所在、財産ともに不明というような事案における処分ということになる場合と、第18条、時効によりまして欠損となるべきものがございます。

これら内訳につきましては、大変申しわけございませんが、個々の事情となりまして、現在手持ちの資料がございませんので、ご説明できるところではございませんが、いずれにいたしましても、それらの事由によりまして適正に処理してございますので、各年度によりましてその欠損する額というものは増減するものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、収入未済額の減につきましては、議員のおっしゃるとおり、収税担当の努力によりまして、収納率の向上を図ることができました。それによりまして、前年に比べまして少なくすることができております。国保の歳入におきましても、同様のことが言えるかと思いま

す。

よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 今、資料をとりに行っているそうですから、ちょっとお待ちください。

片岡学校教育班長。

○学校教育班長兼給食センター長（片岡正直君） 給食費の未納者なんですが、平成25年が24名、これが69万680円。それから、平成20年から25年までの延べ人数なんですけれども、これが74名で、そこにある金額の242万8,500円というようになっております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 山根君、よろしいですか。

○5番（山根義弘君） もう一つ、諸収入の雑入のところで職員手当返還金について、その理由。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 雑入におきまして、この備考欄にありますが、職員手当返還金60万2,921円よろしいでしょうか。

○5番（山根義弘君） はい。

○総務企画班長（内藤文雄君） これにつきましては、職員の各種手当に過払いがあったため、返還していただいたものを歳入として上げてあります。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で本定例会の会議に付議されました事件は、全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年長柄町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員